

No.

エジプト国
ストリート・チルドレン支援
プロジェクト形成調査
(民間提案型)

報告書

平成 21 年 1 月

独立行政法人 国際協力機構
(JICA)

委託先

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

中欧

JR

09-001



Street Children Health Committee (NGOs)



Tofulty 移動式教室のなか



Tofulty 移動式教室



Tofulty 移動式教室に集まるストリート・チルドレン



Hope Village Society 女児施設の屋上作業場



Caritas 作業場



Hope Village Society 女児施設の屋上作業場



Caritas ストリート・チルドレンの作品



Caritas ストリート・チルドレン用図書室



Caritas フレンドリー・クラス



路上ストリート・チルドレンが食事をする前の体操



路上ストリート・チルドレン (兄弟)

目 次

略語表 Abbreviation List	3
第 1 章 調査の背景と目的.....	4
1.1. はじめに.....	4
1.2. 調査の目的	4
1.3. 調査日程.....	5
1.4. 面談者リスト.....	6
1.5. 調査団の構成.....	6
1.6. 調査の基本方針.....	7
1.7. 調査の方法	7
第 2 章 エジプト国のストリート・チルドレンの現状と課題.....	9
2.1 ストリート・チルドレンの現状	9
2.2 ストリート・チルドレンを取巻くエジプト国政府の動き	11
2.3 ストリート・チルドレン支援の概要.....	12
2.4 既存の事業から見る支援の在り方と課題.....	15
2.5 セクター別にみた既存支援活動の問題点.....	16
2.6 今後の課題	19
2.7 社会連帯省、NCCMの要請について	20
2.8 協力隊員派遣について	22
第 3 章 事業案件群の提案.....	24
3.1 事業群の全体構想	24
3.1.1 枠組みと段階的目標	25
3.1.2 事業展開計画	25
3.2 各事業コンポーネントの説明	28
事業 1. ストリート・チルドレンの日常生活ケアのための支援拡充事業.....	28
事業 2. ハイリスク家庭と子どもへの支援ネットワーク強化事業（ヘルプライン強化） ..	29
事業 3. 予防・保護・再出発のための具体的支援計画策定のための調査事業	32
事業 4. ストリート・チルドレンへの自立支援としての職業訓練強化支援事業.....	33
事業 5. ストリート・チルドレン予防活動としての地域支援と啓蒙事業.....	35

添付資料 1	各省庁の役割のまとめ（国家戦略ペーパーより抜粋）	38
添付資料 2	チャイルド・ヘルプライン.....	40
添付資料 3	訪問記録.....	42
添付資料 4	青年海外協力隊 職種リスト	51
添付資料 5	事業簡略版	53
添付資料 6	日本の子ども福祉行政の概要	58
添付資料 7	ストリートチルドレン支援に関連する日本の機関および団体.....	60

略語表 Abbreviation List

CDA	Community Development Association
CEOSS	Coptic Evangelical Organization for Social Service コプト教福音派社会サービス協会 (SCJ 仮訳)
GTZ	Deutsche Gesellschaft for Technische Zusammenarbeit (German Society for Technical Cooperation) ドイツ連邦政府技術協力機関
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteers 青年海外協力隊
MoSS	Ministry of Social Solidarity 社会連帯省
NGO	Non Governmental Organization 非政府組織
NCCM	National Council for Childhood and Motherhood 子どもと母性のための国家委員会
SCJ	Save the Children Japan 社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
SCUK	Save the Children UK 英国セーブ・ザ・チルドレン
SCUS	Save the Children USA 米国セーブ・ザ・チルドレン
UNDP	United Nations Development Programme 国連開発計画
UNICEF	United Nations Children Fund 国連児童基金
UNODC	United Nations Office on Drugs and Crime 国連薬物犯罪事務所
USAID	United States Agency for International Development 米国国際開発庁

第 1 章 調査の背景と目的

1.1. はじめに

エジプト国では、2007 年度は GDP 成長率が 7.1%に達するなど近年高い経済成長を遂げている。一方、依然として国民の約 40%が日収 2 ドル以下の生活を強いられるなど富裕の格差が拡大し、多くの国民が経済成長の果実を享受できていない状況である。また、年間約 2%で人口増加の中、国土面積の 5%に人口が集中しており、都市に集中する人口に対し公共サービスが追いつておらず、無償教育にもかかわらず成人の識字率は 55%と低い。初等教育純出席率は男子 84% 女子 82%であり、特に貧困層の子どもたちが学校へ行かれなくなっているケースが増加しているが、学校を中途退学する主な理由として学費が支払えないことなど家庭の経済事情が挙げられている。

このような状況の下、我が国の国別援助計画では対エジプト支援の方向性を「競争力のある安定した経済社会に移行すること」とし、その達成に向けて「持続的成長と雇用創出の実現」、「貧困削減と生活水準の向上」、「地域安定化の促進」を援助重点分野として取り組んでいる。この中で「貧困削減と生活水準の向上の支援策」について「公共サービスの拡充」、「社会福祉の向上」、「農業・農村開発」を開発課題として協力を実施している。「社会福祉の向上」の一環としては、近年エジプトで問題となっている深刻化するストリート・チルドレン支援、障害者支援を実施している。

首都カイロ等の大都市では、近年ストリート・チルドレンの数が急増しており、ストリート・チルドレンが虐殺される事件なども発生しており、エジプト国政府は本格的な対応を迫られている。公的セクターを中心とした支援は質・量ともにまだ十分ではなく、「子どもと母性のための国家委員会（National Council for Childhood and Motherhood、以下 NCCM）」が支援実施主体である国内外 NGO をとりまとめ、支援が始まったところである。

JICA はこれまで青年海外協力隊を、ストリート・チルドレンを支援するローカル NGO へ派遣し青少年活動や手工芸分野の支援を実施している。また UNESCO へ国連ボランティアを派遣しインフォーマル教育の支援を実施している。このような中、2007 年度要望調査時にエジプト国政府（社会連帯省及び NCCM）からストリートチルドレン支援に係る技術協力プロジェクトの要請が提出された。このような背景から、エジプト国のストリート・チルドレン支援の方向性を検討し、具体的な支援内容を提案すること目的として本プロジェクト形成調査を実施することとなった。

1.2. 調査の目的

本調査は、エジプト国に対する我が国の政府開発援助の一環として、エジプト社会におけるストリートチルドレンを取巻く状況、エジプト国政府の取組み、NGO やドナー等の支援状況を把握し、調査結果を基に、ストリート・チルドレン問題に中・長期的に対処しうる包括的な支援策を提案するものである。

1.3. 調査日程

月日	曜日	主な活動内容、訪問先
10月9日	木曜	対処方針会議（テレビ会議）
10月18日	土曜	カイロ着(10:40)
10月19日	日曜	保健・人口省、NGO（New Fostat Association）
10月20日	月曜	「ストリート・チルドレン保健委員会」、青年省
10月21日	火曜	教育省、UNESCO（国連教育科学文化機関）、JICA
10月22日	水曜	文化庁、「最悪の形態の児童労働撲滅委員会」
10月23日	木曜	USAID、NCCM、社会連帯省及び管轄施設
10月24日	金曜	団内協議
10月25日	土曜	資料整理・作成
10月26日	日曜	団内協議、NGO（Tofulty Helwan 施設）
10月27日	月曜	NGO（El Mawa 施設）
10月28日	火曜	NGO（CEOSS）
10月29日	水曜	NGO（Hope Village Society 女児専用施設）
10月30日	木曜	NGO（Caritas）、NCCM
10月31日	金曜	資料整理
11月1日	土曜	NGO（Caritas ギザ施設）
11月2日	日曜	JICA、エジプト日本大使館
11月3日	月曜	NGO（Hope Village Society 男児専用施設）
11月4日	火曜	JICA
11月5日	水曜	NGO（Caritas 移動ユニット）
11月6日	木曜	USAID、社会連帯省及び管轄施設
11月7日	金曜	調査分析・整理
11月8日	土曜	調査分析・整理、資料作成
11月9日	日曜	NCCM
11月10日	月曜	団内協議、調査分析、資料作成
11月11日	火曜	NCCM
11月12日	水曜	社会連帯省及び管轄施設、団内協議
11月13日	木曜	NCCM、UNODC(国連薬物犯罪事務所)
11月14日	金曜	プロGRESS・レポート作成
11月15日	土曜	UNESCO（国連教育科学文化機関）
11月16日	日曜	団内協議
11月17日	月曜	NGO（Samusocial）
11月18日	火曜	JICA エジプト事務所、現地調査報告（テレビ会議）

11月19日	水曜	UNICEF（国連児童基金）（電話による）
11月20日	木曜	日本大使館、JICA エジプト事務所
11月21日	金曜	カイロ発(19:15)

1.4. 面談者リスト

訪問先（政府、NGOs、国際機関）	面談者名・役職
National Council for Childhood and Motherhood (NCCM)（子どもと母性のための国家委員会）	Ms. Aziza M Helmy, Senior Advisor and Media Supervisor Ms. Manal Shaheen, Director of the Helpline Ms. Somaya El Alfy, Street Children Coordinator
Ministry of Social Solidarity (MoSS)（社会連帯省）	Ms. Wafaa El Mestekawy, Gen. Manager of Social Defense Department
Ministry of Education（教育省）	Mr. Mahmoud Saleh Aly, Gen. Manager, One Class Room School
Ministry of Health and Population（保健・人口省）	Dr. Sahar Mohamed Ahmed El Sayed, Children Specialist
National Council for Youth（国立青年カウンスル）	Dr. Noor Mohamed Noor, Gen. Director for Scouts and Physical Health Mrs. Soher Sharf, Gen. Director of Administration of Sport and Youth for Giza governorate
Ministry of Culture（文化庁）	Dr. Nabila Hassan, Head of the National Center for Child's Culture
USAID	Mrs. Magda Barsom, Team Leader Mr. Ashraf Abdel Monem, Social Services & Reception House Specialist Mr. Mohamed Moheb, Juvenile Justice Legal Consultant
UNESCO（国連教育科学機関）	Ms. Mikako Moriya, Educational Project Assistant
UNODC（国連薬物犯罪事務所）	Ms. Myrna Bouhabib, Juvenile Justice Project Coordinator
UNICEF（国連児童基金）	Ms. Nadra Zaki, Child Protection Manager
New Fostat Association	Mrs. Hanna El Seady, Gen. Director
Hope village Society	Dr. Abla El-Badry, General Manager and Board Member, Ms. Motoko Aizu, JOCV
Caritas	Mr. Magdy M Garas, Country Director, Mr. Yoshinori Nakayama, JOCV Mr. Ibrahim Wadea, Street Children Coordinator
Ma'wa (CDA ¹)	Mrs. Shaima Ezat, General Secretary
Tofulty	Mrs. Seham Ibrahim, Head of Foundation
CEOSS ²	Ms. Suzan Sedke Children at Risk, Project Manger Mr. Medhat Ayad, Development Programs Manager
Medecins du Monde	Dr. Anne Kamel, Medical Coordinator in Egypt
Samusocial International Egypt	Mrs. Laure Baudin, Country Manager Dr. Youssef Naguib, Medical Coordinator

1.5. 調査団の構成

¹ Community Development Associationの略。

² Coptic Evangelical Organization for Social Servicesの略。

総括/社会福祉担当	金谷 直子 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
社会分析担当	メリナ エル アワディ 米国セーブ・ザ・チルドレン
貧困対策・企画担当	廣中 陽子 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

その他、英国セーブ・ザ・チルドレンよりチャイルド・プロテクション専門家ラドワ・エル・アワディ他数名が現地調査に参加した。

1.6. 調査の基本方針

【基本方針1】 エジプト国政府から提出された要請の内容とその背景を確認するためにエジプト側関係者および関連機関との協議、その事業地（所管施設等）の視察を通して、要請案件の背景を含め行政レベルでの取組みについて調査する。

【基本方針2】 カイロ及びカイロ周辺地域におけるストリート・チルドレンの現状とその背景を把握するために、現地事情に精通した NGO と連携して本調査を実施する。また、ストリート・チルドレンの視点に立った、包括的かつ効果的なプロジェクト案件を検討する。

【基本方針3】 我が国の民間コンサルタント、NGO 等のリソースによる案件実施の可能性を念頭に、既存案件（ボランティア派遣事業含む）との相互補完関係も担保しつつ、具体的なプロジェクト案件群を提案する。

1.7. 調査の方法

本調査事業は以下の3段階に分け実施する。（1）二次情報及びデータの収集と現地調査の計画（国内作業）、（2）現地政府関係者との協議、事業地視察、現地情報の入手（現地調査）、（3）情報分析、プロジェクト案件の検討、報告書の作成。

現地調査では、現地政府によるストリート・チルドレン問題への取り組みの把握とカイロとカイロ周辺地域におけるストリート・チルドレンの現状及び問題点を把握するために、（1）政府関係機関及び NGO 等へのインタビュー、協議を通して支援活動の方針や状況を調査すると共に、事業地を視察して支援状況を把握する。（2）ストリート・チルドレンの現状を調査して、課題とニーズを把握する、（3）調査結果を踏まえ、支援事業を検討する。具体的支援事業を検討するにあたっては、現在実施されている NGO、他ドナー機関の支援内容や、それらが示す課題に留意し、我が国の援助方針に沿って事業形成を試みた。

本調査事業は、カイロとその周辺地域のストリート・チルドレンといった特定の問題に焦点をあてたものであり、エジプト国の全体像を提示することは目的としていない。現地調査では、政府及び NGO などによるストリート・チルドレン支援事業の調査を集中的に行い、介入エリアの提案を行

うにあたってはカイロに常駐するセーブ・ザ・チルドレンのアライアンス（英国及び米国）職員との議論を通じてその専門知識と経験により本調査の質と情報の有効性を確実にできるよう努めた。

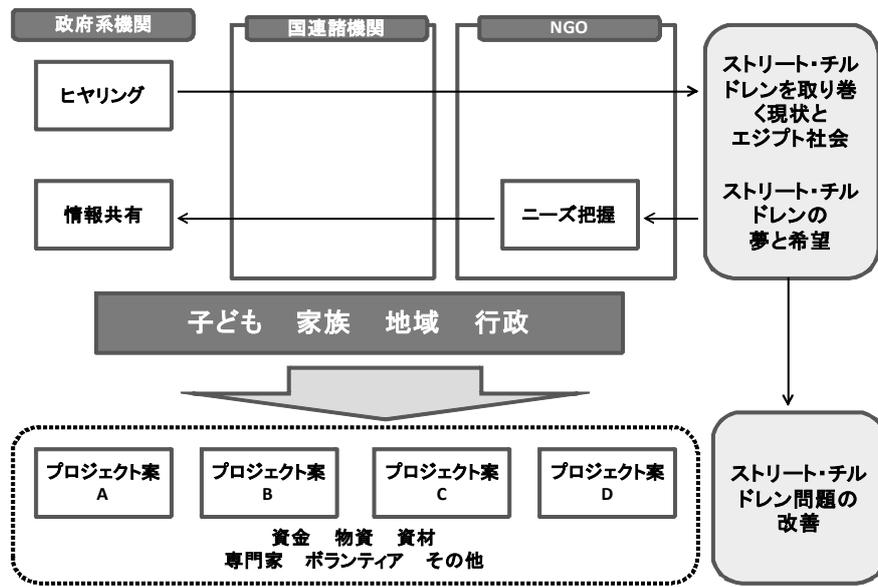


図1：本件現地調査の全体概念図

第2章 エジプト国のストリート・チルドレンの現状と課題

2.1 ストリート・チルドレンの現状

ストリートチルドレンの定義³と特徴

ストリート・チルドレンの定義付けは何十年にもわたって様々な試みがなされてきたが、NGOの間でも対象国の状況や問題の切り口等により見解は多少異なる。UNICEFにおいても文献等によって定義が必ずしも一致しておらず組織的な定義合意がなされているかどうかは疑問である。以下の二つの分類は、ウィキペディア（インターネット無料百科事典）がUNICEFから引用した定義として記述しているものであるが、近年子ども問題に関わるNGO団体や専門機関の多くも、これに准じたカテゴリーを行うことが多い。エジプトにおいてもこの状況は当てはまる。

1) 路上で、物乞いや売り子など何らかの経済活動に関わっている子どもたち。殆どは一日の終わりに家に帰り、家族に収入を分配する。学校に通うこともあり、家族との関係を保っている。しかし、貧困のためこれらの子どもたちは永久的な路上生活を選ぶようになると考えられる。

2) 路上で実際に生活している（もしくは普通の家庭環境の外にいる）子どもたち。家族との絆はあるかもしれないが希薄で継続的に保たれていない⁴。

これらの定義は援助の方法を決める際に役立つ。またどちらの場合においても子どもたちが身体的、精神的危険に冒されやすく、暴力や搾取の対象にもなっている事実、および社会的蔑視や親からの愛情不足により精神的に荒廃しやすいという傾向についても、その特徴として見逃してはならない。そしてストリート・チルドレン現象が都市を中心としたエジプト国の社会・経済的成長の陰の部分と少なからず関係があることも、ストリート・チルドレン問題を理解するうえで忘れてはならないことである。

また、「ストリート」という単語により、路上や屋外でのみ見かける子どもというイメージをもたれがちでもあるが、市場などで売り子や荷役などの児童労働につく子どもや、密売など人目につかない子どもたちなど、ストリート・チルドレンの生活状況は非常に幅広いこともいえる。

エジプトのストリートチルドレンの統計

3 「ストリート・チルドレン」といった言葉に正確な意味・定義がないため、メディアや法律が使う言葉は曖昧なままである。1996年制定されたエジプト国の子どもに関する法律では、18歳に達していない子どもで、お金のために物を売ったり、パフォーマンズしたり、「不品行な行動」に従事し、疑わしい人物と一緒に行動し、合法的な収入源やサポートを得ていない者を「犯罪に走りやすい子ども（“children exposed to delinquency”）」として、ストリート・チルドレンとして、法的措置（介入）の対象とした。その後（1997年）、”juvenile defenders”「犯罪行為に走る子供たち」と区別するため「危険な行動に走りやすい子ども、或いは犯罪を犯しやすい子ども、“vulnerable to danger”」に関する政令が設けられている。

4 エジプト国では親子にわたるストリート・チルドレンもいる。

エジプト国のストリート・チルドレンの数は増えていると考えられる。しかし、ストリート・チルドレンは流動的に場所を移動する性質もあるため、正確な数を求めることは極めて困難であり、調査に基く正確な全国統計は存在しない。断片的な調査報告が存在するものの、調査手法として非常に小規模なサンプル調査であったり、NGO等からのヒアリングに基づくものが多い。さらにその調査時期や手法の影響を大きく得るため、報告物によってデータに差が大きく、いずれも統計としての信憑性や説得力が十分とは言い難い。UNICEF等がカイロとアレキサンドリアにて2001年に行った簡易状況調査報告⁵においても、国内の総数として93,000人⁶、あるいは2,000,000人⁷というNGO発表の2つのインフォーマルなデータ報告を引用するに留まっている。このように現地のいくつかの調査数値を参考にしながら、最近ではUNICEFは国内のストリート・チルドレン人口を20万人から100万人規模と見積もっている。

別の参考数値としてNGOのHope Village Societyは30万人以上のストリート・チルドレンが全国にいと推測する。(Hope Village Societyはカイロやアレキサンドリアなどの大都市で創立以降3000人以上のストリート・チルドレンを援助した。2006年は16センターにて年間250人の子どもを受け入れている)

また、上述のUNICEF等の簡易調査によると、以下のようなデータが報告されており、ストリート・チルドレンの傾向を理解するのに役立つ。

- ・ストリート・チルドレンのほとんどはカイロかアレキサンドリアにおり、特にMaddi地区には多くのストリート・チルドレンが生活している。
- ・出身別にみると、都市部出身者は88%で、12%が地方から来ている。
- ・年齢別には、ストリート・チルドレンの約3分の2は13~16歳で、4分の1は12歳以下であり、平均年齢は13歳であった。

さらにNCCMはUNICEFと協力して現在1万人のストリート・チルドレンを対象にした「保護の境界線を越えた子どもたちに関する調査Children Beyond the Boundaries of Protection」を行っており、その結果報告が待たれている。

ストリートチルドレン現象の原因と問題点

エジプト国のストリート・チルドレン現象の背景は様々である。計画性のない地方から都市への移住、また増え続ける人口に対して公共サービスが追いつかないといった社会背景のうえに、家族の崩壊（離婚、再婚など）、教育に対する保護者の無理解や育児放棄、子ども虐待といった家庭問題が主な原因として強く指摘される。家庭環境をさらに詳しくみると、片親しかいない、保護者（特に父親）に仕事がない、あるいは安い日雇い労働しかない、家族に薬物中毒者がいる、といった問題がみられる場合が多い。

しかし、こういった貧困ラインや家族構成にある子どもが必ずしも路上生活に走るわけではなく、親や家庭の子育て方法や価値観、愛情不足に起因していることは、国際的にも専門家が多く指摘す

⁵ UNICEF, WFP, UNODCが2001年に報告した「Rapid Situation Assessment Report on the Situation of Street Children in Cairo and Alexandria, including the children's drug abuse and health/nutritional status」による

⁶ Center for Child Rights and Protection (1995年)による

⁷ The General Egyptian Association for Child Protection (NGO) (1999年)による

るところである。エジプトにおいても、家族と離れて路上生活をする子どもたちは体罰や虐待をその動機として強く主張する。ストリート・チルドレンとなった原因に関するある聞き取り調査⁸に対し、ストリート・チルドレン自身が答えた主な動機は、①家庭の貧困、②家庭および職場での体罰・虐待、③家族からのネグレクト（育児放棄）、④友人からの誘い・プレッシャー、⑤冒険心、の順であった。

ストリート・チルドレンの多くは生きていくために何らかの労働に従事するが、犯罪に手を染めてしまうケース⁹も多い。小さい頃から教育を受けていない者は成人しても職に就く事が難しい。衛生状態の好ましくない路上の暮らしにより感染症、栄養失調さらには薬物依存へと彼らを貧困の悪循環に陥らせている。

このようにストリート・チルドレンは社会的弱者、被害者という側面を強くもっているにもかかわらず、エジプトにおいても、一般的な社会の受け止め方としては「いかがわしい者」、「非行少年」、「危険人物」といったレッテルを貼り、彼らを危険な路上生活に追い込んだ社会的要因・責任については理解されていない。生存のために軽犯罪や不法行為を犯した子どもたちに対する司法介入のあり方も不適切なことが指摘されている。具体的には、逮捕後に法的手続きを進めず長期拘留したままであったり、成人と一緒に収容する、更生プログラムを受けさせないといった事例が多く報告される。また「非行の危険性がある」とみなされただけで逮捕されたり、勾留や移送中に警官や監視員により強姦されるなど、その実態に対して強い批判¹⁰がある。これらの例が示すように、ストリート・チルドレンの保護・更生についても体制が未整備であるとともに、関与する職員の間でも、理解や問題意識が低く深刻な人権問題が残っているといえる¹¹。

2.2 ストリート・チルドレンを取巻くエジプト国政府の動き

1996年、エジプト国政府は、子どもたちが「軽犯罪を犯しやすい」状態から犯罪者にならないように、子どもの過失に対して保護者が法的な責任を負わせる事を目的に「子ども法（Child Law）」を策定した。2003年に政府は「ストリート・チルドレンの保護・リハビリテーション・家族再統合の戦略（New National Strategy for Protection, Rehabilitation and Reuniting of Street Children）」を掲げて各省庁の役割を明確にし（添付資料1参照）、これにより公的セクターにおける支援体制も活発に議論されるようになった。その過程で、今年6月には「子ども保護」の視点を強調した「子ども法」の改正を行った。これらストリート・チルドレン支援に係る法律や政策、関係省庁間及び国際・現地NGOによる支援活動の調整、取りまとめを行うのが政府高等機関（政策決定機関）NCCMである。

⁸ Abt Enterprises 社が2000年に実施した「Rapid Situation Assessment of Street Children in Cairo and Alexandria」による。

⁹ エジプトでストリート・チルドレンが関与する犯罪としては、盗み、シンナー吸引や薬物使用、薬物の密売手伝いなどが多い。

¹⁰ 国際人権NGO、Human Rights Watch「Charged with Being Children」（2003年）

¹¹ 生きていくための手段であったかもしれない行動に対し、犯罪の容疑がなくとも刑法に触れると判断されれば、「犯罪を犯しやすい者」として逮捕されてしまう。実際、こういった子どもたちは、適切な保護を受けることなく少年院などへ送還されている。2001年には42,505人の子どもたちが逮捕され、うち10,958人の子どもたちが告訴されている。

改正された子ども法

「子ども法」を改正するにあたっては、政府、市民団体（NGO）、ドナーなどによる内容の提言が行われ、セーブ・ザ・チルドレンもNCCMを通じてその助言にあたっている。改正された「(新)子ども法」には、子どもに対する暴力の防止に関する条文が盛り込まれ（第3条）、障害を持つ子どもの学校教育の権利が認められ（第7条）、母親が母親の名前で（父親の認知なく）赤ん坊の出生届けを申請できる権利が認められた（第15条）¹²。路上生活を続ける少女たちが妊娠出産に至るケースも多く、この条文はそういった環境で生まれた赤ん坊にも身分証明書が発行される道を開いたことになる。また第8条には「子ども保護」の概念が採り入れられ、「子ども保護委員会」設立に関する条文も採り入れられた。現在は、「(新)子ども法」の政令策定のための協議が続けられている。

エジプト国のストリート・チルドレン支援のための戦略

「ストリート・チルドレンの保護・リハビリテーション・家族再統合の新国家戦略」の骨子は、児童虐待問題を扱うNCCMと政府機関が中心になって路上生活をする子どもたちの権利と保護を目指すことである。この戦略には5つの目的が定められている。

1. ストリート・チルドレンに対する社会の偏見を取り除き、彼らが社会の犠牲者であり権利保持者であることを理解し直すこと。
2. ストリート・チルドレンの問題とその特性について包括的なデータ収集と分析を行うこと。
3. ストリート・チルドレン問題を扱う適切で専門性を備えた人材を十分に確保すること。
4. ストリート・チルドレン保護と社会復帰に必要な資金の調達と供与を行うこと。
5. ストリート・チルドレンを路上に追いやる原因をなくし、彼らの基本的人権を満たし、社会復帰するキャパシティ・ビルディングを行うこと。

これらの目的を実施するための関係省庁の役割を添付資料1に記した。

2.3 ストリート・チルドレン支援の概要

ドナーと政府系機関を中心に実施されている支援

UNDPとItalian Cooperation Fundは”Think Twice（二度考える）”をスローガンに掲げ、社会的弱者や子どもに対する暴力の撲滅を訴えている。USAIDは女性と子どもに対する暴力の撲滅を目的として事業を行い、少年司法制度に関わる関係者に対する研修の実施を計画している。UNODCはストリート・チルドレンや子どもを薬物依存から守るため、警察など関係者らの能力向上と子どもの扱い方の改善を行い、少年院にて職業訓練事業を行った。UNICEFは子ども保護の立場からストリート・チルドレンに関わるNGOのキャパシティ・ビルディングを目指し、アレキサンドリア等で「子ども保護委員会」の設置を地域レベルから支援している。民間の会社EFG-Hermesと基金を設立し

¹² 民法でも母親の権利が認められた。しかし実際は父親の名前の欄を空欄にするのかそれとも偽名で埋めるのか、また父親の存在なくして諸々の公共サービスを受けることが出来るかどうかはそれぞれのケースをフォローしていない限り判らない。

(EFG-Hermes Foundation) 小学校を対象にした予防活動と子ども保護の観点から施設を誘致するなどの直接支援も行っている¹³。社会連帯省の施設内ではHIV/AIDS予防対策を行っている。その他NCCMは社会連帯省の施設で働く職員に対する研修を計画している。(添付資料3 訪問記録に詳細記述)

表1：ドナーと国連機関による支援状況

USAID	暴力の撲滅、子どもの虐待防止 NGOの実態調査 少年司法関係者の研修(予定)
GTZ(EU)	障害児およびその家族支援 NGO能力強化
UNICEF	NGO能力強化 子ども保護委員会の設置 社会連帯省施設内でのHIV/AIDS予防 青少年更生施設職員への研修 ストリート・チルドレン統計調査 学校教師研修を通じた予防、施設誘致(EFG-Hermes)
UNDP	暴力の撲滅(Italian Cooperation Fundとの協力) 家庭裁判および少年裁判弁護士事務所の改善
UNODC	薬物依存の予防 警察官の子ども対応改善 少年院での職業訓練

一方、ストリート・チルドレン(子ども)を対象にした行政機関の活動も多岐に渡る。NCCMは欧州連合の資金援助を受け”Children at Risk Project”パイロット事業を立ち上げ、国際・ローカルNGOsをパートナーにストリート・チルドレンを含めた社会的弱者支援を行っている。また、2005年より国内のNGOにコールセンターをおいたストリート・チルドレンのための無料電話相談「チャイルド・ヘルプライン」(以下、ヘルプラインと略す。詳細は添付資料2を参照)のパイロット事業を開始した。現在は36のNGOがこれに参画し、子どもや家族からの様々な相談に対応している。国立青年カOUNシル(旧青年省)はスポーツ施設を開放しストリート・チルドレンを受け入れ、文化庁は公共の公園内でイベントを開催し、教育省は退学児童に再就学の機会を与えている。実態は明らかでないが、保健・人口省はストリート・チルドレン(Children without Shelters)支援としてヘルス・クリニックを設置している。(国立青年カOUNシルによれば)ギザ地区ではスポーツ施設を開放しただけでなく、身分証に代わる書類を持って子どもたちが公共の医療施設を利用することも可能であるという。(政府系機関訪問記録を参照)

13 この基金が支援する事業資金は300万ポンド(約600万円)。

今後の動向として各県(Governorate)に設置される「子ども保護委員会(Child Protection Committee)」がある。これは行政の各部署(社会保障、安全、保健、教育など)の代表者で成り立つ。子ども保護・権利を推進する政策及び計画の立案が急がれるなか、この委員会が効率的に運営されるよう技術的な助言が必要である。特に、子ども保護政策を尊重するメカニズムが適切に導入され、それが機能するには既存ネットワーク及びプログラム・コーディネーションを強化し、家族と子どもを含めた地域レベルの包括的な支援策を講じる必要がある¹⁴。

NGOにより実施されている支援

政府の積極的な関与はドナーや国際機関の介入を促し、NGOの活動を活発にさせることとなるが、エジプトにおいてはNCCMがその調整や事業把握の役割を担っている。

英国セーブ・ザ・チルドレン及びUSAIDによる調査によれば、センターやシェルター等の施設或いは移動ユニットを使ってストリート・チルドレンに対する直接支援を行っている団体は10～14団体である。新規参入するNGOはHope Village Societyなど経験のあるNGOの活動モデルを真似したり、技術・資金面の援助を受け事業を行っている。センターの活動内容は団体の経営方針や施設の位置づけにもよるが、概ね、昼の決められた時間だけストリート・チルドレンがノンフォーマル教育を受けたり、食事をとったり、シャワーを浴びたり、文化的な遊びやスポーツに参加できるようになっている。施設や移動ユニットを使ってストリート・チルドレンのリハビリテーション、医療サービス、家族や社会へ復帰するための支援を行う主な団体を以下の表1にまとめた。(団体ごとの活動状況は、添付資料3-NGO訪問記録に詳細記述)

表2：ストリート・チルドレン支援活動を行っているNGO

正式名称、設立年	主な活動内容	パートナー
Samusocial (Int'l NGO) 2006 設立	移動ユニットによる医療サービス 精神・社会的ケア(予定) 社会復帰プログラム ヘルプライン 人材育成 啓蒙活動	NCCM, UNICEF, 仏民間企業、その他
CEOSS (local NGO) 1952 設立(ストリート・チルドレン支援は1997から)	施設提供(センター) 社会心理ケア 所得創出 家族に対するローン提供 職業訓練 保健医療サービス	CDA, NCCM, EU, その他
Medecins du Monde (MDM) (Int'l NGO) 2005 設立	女兒に対する医療サービス 医療機器供与 トレーニング実施 医療サービス・モニタリング	NCCM, EU, その他

¹⁴ 既に試験的にアレキサンドリア等で地域レベルで実施されているが、「子ども保護」の視点を取り入れたメカニズムとは様々な要素の相互作用により効果を得るシステムである。その主な目的は(1)虐待、ネグレクト、搾取及び暴力を予防し、家族やコミュニティーを動かし、国民や地域住民の意識を高め、データを収集し、法律や最低限の基準を設け、サービスを調整し、監察査察を実施すること。(2)法的手段により、虐待、ネグレクト、搾取及び暴力に対応し、子どもを有害環境から遠ざけ、代替となるケアを施し、通常の生活に戻るよう支援し、社会復帰や家族統合を支援すること。

<p>Caritas (Int'l NGO)</p> <p>1967 設立</p>	<p>施設提供 (センター、シェルターなど) 移動ユニットによるアウトリーチ活動 保健医療サービス 保健教育 職業訓練 社会心理ケア 文化・リクリエーション活動 ヘルプライン</p>	<p>NCCM, UNICEF, JICA, その他</p>
<p>Hope Village Society (local NGO)</p> <p>1988 設立</p>	<p>施設の提供 (センター、シェルター、移動ユニットなど) 長・短期施設の提供 家族向けマイクロクレジット・プログラム 保健医療サービス 教育サービス ヘルプライン</p>	<p>NCCM, JICA, 日本大使館, その他</p>
<p>FACE (Int'l NGO)</p> <p>2003 設立</p>	<p>夜間ドロップ・イン・センター提供 アウトリーチ活動 文化的遊びの時間の提供</p>	<p>Friend's International, その他</p>
<p>Tofulty (local NGO)</p> <p>2000 設立</p>	<p>施設の提供 (センター、シェルターなど) 教育サービス 保健医療サービス 文化・リクリエーション活動 ヘルプライン</p>	<p>ドナー、UNESCO、日本大使館, その他</p>
<p>Save the Children (Int'l NGO)</p> <p>1982 設立</p>	<p>法改定、戦略策定への助言 警察官の子ども対応改善研修 体罰防止、子ども保護メカニズム構築 障害児児調査、院内虐待の防止</p>	<p>NCCM, UNICEF, UNDP, CDA, local NGOs その他</p>

2.4 既存の事業から見る支援の在り方と課題

エジプトでは1980年代の終わりころからストリート・チルドレンに対するNGOの支援が開始され、2000年前後から活動が活発化している。過去数年の間に様々な支援事業が展開されているが、依然として、慎重且つ冷静に、十分な検討を続けながら行われている様子である。これは子ども福祉や心理問題に対応できる専門人材が少ないこと、ストリート・チルドレン支援の歴史がまだ浅いこと、支援介入する各組織間のコーディネーションが弱く、他団体の動きも含めた環境の変化に柔軟に対応する必要にせまられることなどが影響していると思われる。

ストリート・チルドレンを直接支援するにはまず、彼らとの信頼関係の構築から始まり（第一次介入）、徐々にニーズを把握し、それぞれのケースに見合った援助を計画しなくてはならない（第二次介入）¹⁵。そのため、現時点では未だグッド・プラクティスと呼ばれるものは少なく、評価活動もない段階である。一時的な受け皿があっても、社会復帰或いは家族統合（養子縁組や兄弟姉妹による再出発など、元の家庭に替わる形態を含む）（第三次介入）に至るケースはまだ多くない¹⁶。介入が早ければ早いほど第一次介入から第三次介入までの期間は短縮されるがストリート・チルドレ

¹⁵ 家族背景、家族を離れた理由、路上で関わった仕事、薬物の影響、トラウマ、家族復帰が可能かどうかなど。

¹⁶ Hope Village Societyによると、レセプション・センターに来る子ども31000人のうち、250名を家庭に帰したとの報告がある。しかし、その母集団の算出方法には疑問もある（繰り返し訪問者の重複カウントなど）。

ンを家族へ統合させるために、貧困家族に単に金銭的な援助するだけでは解決にならないことが多い。家庭内の親子関係に問題があって路上生活を選んだ子どもにとって、家庭の経済状況は問題解決の本質ではなく、家族関係の修復が図られなければ、再び家出を繰り返すことになる。家族統合は大変手間暇のかかる作業でもあり、老舗NGOであるCEOSSは次のように指摘する「家族統合には、ストリート・チルドレンの家族を発見することだけでなく、家族の問題を理解し、和解策を見出し、家族へ戻した後の定期的フォローアップなど労力、時間、資金がかかり過ぎる。経済的な基盤の安定していない家族に対するマイクロ・クレジットのリスクも大きい」（添付資料3－CEOSS訪問記録参照）。

現地にて聞きとり調査を行った結果から、既存の支援活動の課題は以下のとおり。

- 施設の職員の専門性や士気の低さがしばしば指摘され、子どもへのケアが未熟な場合が多い。
- NGOによる個々の優れた支援活動¹⁷もあるが、散在的でコーディネーションが弱く、活動の知見の共有や普及がない。
- ストリート・チルドレンとの定期的・継続的な接触を保つことが困難なため、情報が十分に把握できておらず、包括的な調査も行われていない。
- 支援活動関係者の子ども保護（Child Protection）に関する知識と技術はまだ十分ではない。
- アウトリーチ活動（移動ユニットによる医療活動や、食糧配布、路上カウンセリングなど、子どもたちが多くたむろするエリアに出向いての支援活動）による路上のストリート・チルドレン支援の利点と重要性があまり理解されていない。
- 物乞いや路上生活のストリート・チルドレンを理由もなく逮捕できる法律が未だに存在する。
- 職業訓練が必ずしもスキルの向上或いは社会復帰につながっていない。

2.5 セクター別にみた既存支援活動の問題点

1) 基礎教育支援の課題と問題点

エジプトでは学校を離れてしまった子どもの復学の年齢が8歳まで¹⁸となっているため、（ストリート・チルドレンや働く子どもなど）退学した子どもには復学の機会（ノンフォーマル教育）を与えるプログラムがある¹⁹。このプログラムは2004年より教育省がUNESCOの協力を得て導入したOne Class Room又はFriendly Class Room等と呼ばれるものであり、現時点で全国に28校設立されている²⁰。もともとは農村女性の識字教育のために考えられた手段であり、現在は形を変えてストリート・チルドレンを含む就学していない子どもも対象としてはいるものの都市部には未だそれほど普及していない。今後も実施団体は増えると思われるが、問題は、如何に路上からストリート・

¹⁷ Caritas や Hope Village などを行ったドラマ・セラピーやアート作品発表は、子どもの心のリハビリに優れた効果を表したと同時に、彼らの置かれた状況や心理を理解するためにも非常に有益であるとして、UNICEF などから高い評価を受けている。

¹⁸ 慣例上8歳までと認識されているようであるが、公文書による確認はできていない。

¹⁹ 統計によれば、エジプトの6歳～16歳の子どもの約1割が学校に通っていない。（エジプト人口の39%が18歳以下の子どもである。）（日本では14歳以下の子どもは総人口の14%以下である。）

²⁰ 今後、我が国の草の根無償資金協力と UNESCO の協力によりノンフォーマル教育プログラムはさらに22校増やされる予定である。

チルドレンをこのノンフォーマル教育プログラムへと導けるか²¹、同時に、ストリート・チルドレンをこれ以上増やさないため、困難な状況にある家庭への救済に学校と地域コミュニティが介入できるよう支援することである²²。（添付資料3－教育省訪問記録参照）

2) 保健医療支援の課題と問題点

現行法の下では、身分証²³のない者の病院へのアクセスは制限されており、殆どのストリート・チルドレンは身分証や出生証明書がないため病院で治療を受けられない。保健・人口省によると現在は「すべての子どもに保健カードを発行する」と定められてはいるものの、どのようにそれを実行するかはまだ検討段階にある。他方、Medecins du Monde（国際NGO）は、提携した病院に医師を派遣し、証明書の有無を問わず全ての子どもが基本的な医療サービスを受けられるようにしている。CEOSSでは保健・人口省とのつながりを利用して独自に施設を訪れるストリート・チルドレンに対する感染症調査を行っている。Caritasが運営する施設には、常設の診療所があり、基本的な医療設備がある。CDAでも同様に緊急の場合に備え医師やビジネス関係者などとの連絡を保っている。本来なら保健・人口省が既存のヘルス・クリニックにてストリート・チルドレンが安心できる行政サービスを提供し、或いはNGOの施設や移動ユニットを利用して予防接種、健康診断、小児疾患治療、リプロダクティブ・ヘルス等の社会福祉サービスを徹底することが望ましい。また、施設を利用したストリートチルドレンに対する保健・栄養教育（感染、精神病含む）を拡充させる必要がある。

（添付資料3－保健・人口省訪問記録参照）

3) 職業訓練支援の課題と問題点

職業訓練はスキルを身につけるだけでなく、社会心理学的な観点からストリート・チルドレンに自信をつけさせることに役立つが、ストリート・チルドレンは路上でなんらかの収入を得たり、生き抜くための何らかの手段（非合法的形態や性搾取などを含む）を持っているため、それに代わる所得手段を提供しなければ施設などの作業場に導くことは難しく、また学校や家庭に戻る動機にはならない。職業訓練ではキャンドルやバスケットなどといったハンディクラフト製作が多いが、手先の熟練は必ずしも就労に直結していない。青少年更生施設での家具作りは比較的成功している例²⁴といえるが、十分な作業場（ワークショップ）が必要であり、広いスペースをもたない施設では実施困難である。実際、（ノンフォーマル教育同様）職業訓練を施せる団体は財政・人材力のある大きなNGOに限られる。就労年齢に達している子どもに対し²⁵地域の街工場などのニーズに合わせ工夫した職業スキル、女兒の（職業）スキルのニーズを検討する等、市場ニーズに基づく職業訓練の

21 ストリート・チルドレンは路上から学校へは通わない。シェルターやドロップ・イン・センターの受け皿が必要となる。しかし施設を増やすことにより家族を離れる子どもが増える可能性もある。イラクではそういった支援の逆効果から、施設を閉鎖せざるを得なかった例もある。

22 義務教育年齢の子どもがいる家庭に最低限の収入を保証する奨学金プログラムなど考えられる。

23 エジプトでは1952年以降、身分証が組織的に発行されるようになっており、公的サービスを受ける際必要になる。しかし殆どのストリート・チルドレンは身分証を持たない、なかには身分を知られることを避け、様々な名前や住所を巧みに使い分ける者もあり、中には女兒が男児に変装しているケースもある。

24 ドッキ地区の青少年更生センターで行っている職業訓練では、金属加工、園芸、印刷、洋裁などが作業場ばあるが、売り物にできるほどの品質ではない。しかし、タンスや机等は製品として認められ市場で販売されている。（詳細は添付資料3－社会連帯省訪問記録を参照）

25 軽易な労働は12歳以上、危険な労働以外は14歳以上が原則とし「最低年齢」条約（ILO第138号条約）に定められており、エジプト政府も批准している。これは児童労働の定義の元となる二つ国際条約のうちの一つである。

質の向上を図ると共に、社会連帯省の作業場をNGOに開放することで職業訓練機会の量的拡大を図るコーディネーションも有効と考えられる²⁶。（職業訓練の取組事例については、Caritas、社会連帯省、UNODC訪問記録参照）

4) 施設による支援の課題と問題点

移動ユニット（アウトリーチ）は路上にいるストリート・チルドレンの状況をいち早く判断し、早期解決につなげる意義がある。一般的に、子どもが家を出て半年、一年と時間が過ぎてしまうと、路上生活を止めさせることが困難になる。NGOによる活動を知らないストリート・チルドレンも多いため、移動ユニットやセンターを媒体として路上にいるストリート・チルドレンへ効率の良い支援を広げる必要がある²⁷。（添付資料3－Caritas訪問記録参照）

シェルターは安全な場所を提供するだけでなく、ストリート・チルドレンが家族の元へ戻るまでの移行期間として、自分自身の将来のことを考えたり、スキルを身につけたり、フォーマル教育に追いついたり、知識を学べるところでなくてはならない²⁸。ストリート・チルドレンとの関係を保ちながら、次のステップであるリハビリテーション（家族統合、社会復帰）へとつなげるための支援策が必要である。

しかし施設（移動ユニット、シェルター、センターなど）の数はまだ十分ではなく、支援活動はストリート・チルドレンが施設を訪れるのを待つ傾向が強い。しかし、多くのストリート・チルドレンは束縛されない自由な路上生活に慣れ親しんでおり、なかには自活するのに十分な賃金を稼いでいる者いるため、自発的に施設にアクセスする子どもは限られる。中にはシェルターで寝泊まりしていても路上で働いているというケースもある。センターによっては、ただ宿泊施設として場所を提供するだけで、家庭や学校への復帰やスキル向上等の活動がないところもある。

以上から、施設の管理能力の向上、活動内容の見直し、モニタリング評価システムの確立や生活指導等に関わる人材の育成など既存施設の機能強化が必要である。特に子どもを保護するといった観点欠缺しており、施設内では体罰行為やその危険性が観察されるケースもある（添付資料3－USAID訪問記録参照）。ストリート・チルドレンには路上生活を選んだ理由があり、その原因の究明・改善・解決も試みない限り、一旦家族に戻されても再び路上生活に戻るケースも多い。そのためケース・マネージメント（問題解決を当事者にだけ帰すのではなく、周囲の環境や支援者に働きかける手法）の理念を取り入れるなどし、地域福祉への移行を徐々に考えていく必要がある。家族へ戻すことが必ずしも望ましくはないため、そういったケースには他の道を提示する必要もある。

26 殆どのストリート・チルドレンは教育を受けたことがないため職業訓練と並行して識字教育も必要である。UNODCが実施した職業訓練が参考になる。

27 ソーシャル・ワーカーにとっても、ストリート・チルドレンの路上生活環境や文化を理解し、彼らとの信頼関係を築けるきっかけともなる。ただ、こういった活動は型にはまることに気をつけなくてはならない。

28 ストリート・チルドレンには、将来のことを考える機会とその余裕を与え、情緒を安定させ、疎外感をなくさせ、自信を持たせ、自尊心を構築する時間と場所が必要である。そして、他者との比較を学び、他者との関係を改善し社会に復帰する準備も必要である。移動ユニットでその人間関係を維持しつつ、彼らの視点に立ち、興味を引くよう、彼らのニーズに基づき施設における活動内容を考えていく必要がある。

2.6 今後の課題

現在ストリート・チルドレンを直接支援できる団体は限られているが、今後も主要ドナーや国際機関の介入増加に伴い NGO 活動も増えていくものとみられる。我が国の支援の方向性を検討するにあたっては、このような他機関の活動にも留意し重複を避けつつも、既存事業を活用し連携体制を築いた上で事業を形成することも必要である。特にストリート・チルドレンのように広範なセクター（食糧栄養、教育、保健医療、社会心理、能力開発、薬物、人権、貧困）を跨ぐ場合には、援助アプローチも多様であると共に、支援方法も短期的な問題解決を目的とした緊急援助・支援と共に、人道政策や法の支配に係る行政面での取り組みについては、中・長期的な視点に立って、包括的な事業を形成する必要がある。今後事業立案に際し検討すべき課題として以下の点があげられる。

1. ストリート・チルドレン支援に関与する他機関との活動調整および連携強化。
2. ストリート・チルドレン支援プログラムのモニタリング評価システムの構築。
3. ストリート・チルドレンに直接関わる職員研修の普及と行動規範の確立。
4. ストリート・チルドレンが合法的手段で生活するための職業・社会スキル訓練。
5. 社会連帯省施設等の子どもを保護する環境内の監視体制の検討。
6. 子どもに対する暴力をなくすための家族、地域、学校を交えた予防・啓発システム構築²⁹。
7. 全ての活動における子ども参画促進。

表3 : 一般的なストリート・チルドレン支援の介入例

対象	目標	成果	(支援) 活動
政府対象	<ul style="list-style-type: none"> *適切な政策、支援計画立案の前提となる基礎情報の整備 *子どもおよびその家族に対する公共サービスの拡充。(特に子どもの保護を目指した) *関係省庁間と NGO とのコーディネーションの効率化。 	<ul style="list-style-type: none"> *ストリート・チルドレンの状況に関するデータ収集・モニタリング・システムの構築・整備される *ストリート・チルドレン政策、制度、(法律)が改正される(および義務教育退学者に対応するための政策の見直し) *適切な人材による研修の普及 *関係省庁と NGO のネットワークの構築による一環した支援体制が確立される 	<ul style="list-style-type: none"> <アドボカシー型> *ベースライン調査の実施 *政策見直しへの提言(技術支援) <開発型> *ソーシャル・ワーカーに対する研修。 *ケア施設の拡充 *関係省庁、NGO 等の活動の調整、ネットワーク体制の構築
家族対象	<ul style="list-style-type: none"> * 家族の再統合によるストリート・チルドレンの家庭復帰の促進 	<ul style="list-style-type: none"> *教育の大切さが理解される *子ども保護の大切さが理解される。 *家族の経済的困難が緩和される *両親が子どもを学校に通わせるようになる *両親が子どもを保護する環境を改善する(体罰の防止) *元の家族に代わる新しい生活・家庭環境の構築 	<ul style="list-style-type: none"> <アドボカシー型> *広報活動 *家族・地域コミュニティとのフォーカス・グループ・ディスカッション *子育て教育と子育て支援策の開拓 <開発型> *マイクロクレジット(家族を中心とした地域コミュニティの貧困削減支援) *親・子探しのデータベース構築

²⁹ 予防策は対応策に比べコスト安であると考えられているが、現時点でインパクトを図ることは難しい。

			*継続的な家庭訪問によるモニタリングとカウンセリング実施
コミュニティ対象			
*コミュニティのストリートチルドレン支援活動への積極的な参加の促進	*地域住民のストリート・チルドレンに対する意識と接し方が改善される。 *悩みを持つ子どもが、親以外の相談相手をもてるようになる。	<アドボカシー型> *広報活動 *コミュニティ参画促進 *薬物危険の啓蒙 <サービス型> *ケア施設の設置	
子ども（ストリート・チルドレン）対象			
*子どもの権利、特に保護の権利実現 *家族再統合のメカニズム構築 *社会復帰の促進	*援助活動へアクセスできるようになり、健康で安全な生活を取り戻すことができる。 *禁止薬物や性的虐待、違法取引等への勧誘・誘惑が軽減し、あるいは自ら拒否できるようになる。 *子どもの視点から社会に問題を発信し、政策や環境に影響を与えるようになる。 *差別や自己卑下を克服し、将来のために前向きな生き方を選び、社会復帰することができる。	<開発型> *技術トレーニング *識字率の向上支援 *健康改善・維持支援 *継続的なモニタリングと研究 <サービス型> *衣食住の提供 *薬物乱用の予防 *社会心理的ケアの実施	
支援団体（NGO など）対象			
*関係省庁間と NGO とのコーディネーションの効率化。 *（重複を回避した地域ごとによる）効果的な支援の実施。	*ストリート・チルドレン問題に関するデータ収集・モニタリング・システムの構築・整備される *支援活動が改善・強化される	<開発型> *NGO 職員に対する研修 *研修専門家に対する研修 *地域コミュニティのリソースの活用に関する研修。（地域施設、ボランティアや地域資金の活用など） *施設、シェルター、移動ユニットの設置	

2.7 社会連帯省、NCCM の要請について

1) 社会連帯省からの要請

要請内容

社会連帯省からの要請内容は、同省が所管するカイロ県児童厚生施設を拠点に、ソーシャル・ワーカー等の施設職員への研修、および更生児童への職業訓練指導を行うことである。

調査を通しての内容の評価

施設職員の専門性やスキル向上の必要は国連をはじめ多くの関係者が指摘するところである。しかし現在、NCCM が Arab Council for Childhood の資金援助を受けて社会連帯省の施設で働く職員の研修を計画していることが判明した。そのため当面はその成り行きを見守ることとし、我が国からの支援の重複は避けるべきと考える。

一方、「青少年更生施設」などに保護されている子どもの（ストリート・チルドレン含む）経済的な自立を促す活動に対する支援のニーズの高さは現地調査にて確認した。32 か所すべての青少年

更生施設には、金属、電気・電子、園芸、木工、印刷などの作業場があり、家具が市場に出るなど比較的成功的な職種もあるが、機材が利用されないまま放置されているなど全般的には機能しているとは言い難い。（添付資料3－社会連帯省の訪問記録参照）

要請内容に対する望ましい協力内容の提案

既存の職業訓練施設の実習室の改善（職業訓練用機材整備など）、指導員の派遣、訓練内容（カリキュラム開発、テキスト開発、人材開発、市場調査）の検討が考えられる。現在「少年院」では15歳から21歳を対象にした職業訓練がUNODCの協力により実施されているため、この取り組みを参考例として研究し全国に32ある「青少年更生施設」でも同様の事業の展開に取り入れることが考えられる。カイロドッキ地区の施設内には幼児から成人年齢を僅かに超えた青少年が入所しており、様々な理由で入所しているため、家族背景に配慮したプログラム（職業訓練を受けた子どもの親・兄弟への専門的な技能強化訓練や小規模融資などの所得創出プログラム）を立ち上げ並行的に行うことが望ましい。

提案案件の中の位置づけ

後述する事業案では、子どもの自立や社会復帰および精神面の克服を目指す「事業4」の取り組みとして職業訓練事業を提案した。

2) NCCMからの要請

要請内容

今回調査団が訪問した際にNCCMより提案された支援の内容は、2008年10月8日に提出された要請書のものと多少異なる。昨年時点では「障害を持つストリート・チルドレンへの支援、日本のNGOをエジプトに誘致する施設新設、ストリート・チルドレンの親及び貧困地域を対象としてマイクロファイナンス、ストリート・チルドレンの経済的な自立のための職業訓練案件の協力」の案件が提案されていた。これらは将来実施を期待する技術プロジェクト案件であるが、本調査時点では「NGOのキャパシティー・ビルディング、NGOネットワークの強化、ヘルプラインの強化、ソーシャル・ワーカーの研修、情報収集と整理、メディアへの働きかけ」といった強い支援要請があった。

調査を通しての内容の評価

調査中に要請された支援内容は、NCCMを中心として実施されているエジプト国内の活動の現状に沿ったものであり、既存のネットワークやコーディネーション強化を通じてストリート・チルドレン支援プログラムの効果波及を図ることができると考えられる。要請事項は6事項あるが、重複・連携する面もあり、またプログラムのシナリオとしては、ヘルプラインの強化、NGOの強化に重点をおいて開始することが効果的と考えられる。

ヘルプラインは誰でも相談できる無料の24時間電話相談システムである。本部はNCCM内にあり、ここにかかってきた電話は現在NGO内に設けられたコールセンターに転送され、研修を受けた登録ボランティアとNGOが相談対応にあたっている。NCCMによると2005年7月から2008年6月のあ

いだに累計約 90 万件の電話がかかったとされる。これは 1 か月あたり 2 万 5000 件もの件数になるが、そのうち受話対応できた電話件数は十数パーセント程度でしかない。ボランティアのほとんどは大学生であり、深刻なケースへの専門的な対応への困難さが指摘されている³⁰。（ヘルプラインについては添付資料 2 参照）

要請内容に対する望ましい協力内容の提案

ヘルプラインの実態を詳しく評価し、その運用能力を改善すること、およびヘルプラインに参加する NGO の活動をサポートすることで能力強化を促し、各々の団体の手法や経験を共有する場やしくみを整えることが有益と考える。それらを推進するために中核となる支援チームを設け、メディアとの連携や公共施設による受け皿の拡大などもこのセンターの役割として担えるよう、技術的な側面から提言を行うことなどが考えられる。

提案案件の中の位置づけ

ヘルプラインも NGO も、エジプトにおける有益な既存リソースであり、これまでの取組に一定の成果や課題もみられる。その強化・改善を行うことは、ストリート・チルドレン支援における我が国のエントリーポイントとして着手しやすく、中長期的な支援介入の基盤を整えることも期待できる。提案する事業案件としては、「事業 1」に NGO 支援、「事業 2」にヘルプライン強化として位置づける。いずれも既に路上生活を営んでいるか、その危機に直面した子どもや家族に素早く直接的な社会保障の提供を目指すものである。

2.8 協力隊員派遣について

社会福祉分野における我が国の取り組み³¹としては、現在、障害者を含む社会的弱者の自立促進を目指し、草の根無償資金協力を通じた孤児保護施設（および精神障害者、ストリート・チルドレン保護施設）への支援（生活用機材、リハビリ用機材等の供与、建設）を行っている。また、青年海外協力隊の事業として現在 5 人の隊員が現地 NGO の活動拠点（施設など）に派遣されストリート・チルドレン支援事業に取り組んでいる。（添付資料 4 参照）

我が国のエジプトにおけるストリート・チルドレン支援事業は協力隊派遣と草の根無償資金協力が築き上げてきたものと言える。本調査の結果提案する支援事業についても、このような現在実施中の事業との相互補完的役割が果たせるものと考えられる。協力内容としては、直接支援を行う NGO の専門性を補う形で保健衛生部門の職種、フレンドリー・スクール・プログラムでの就学状況をモニターする教育文化部門の職種、政府関係機関の取り組みを補強するスポーツ部門の職種のボランティア派遣などが考えられる。

³⁰ 2008 年に NCCM がおこなった国際会議での発表による

³¹ 「競争力のある安定した経済社会への移行」を支援するため、以下の 3 点を重点分野としている。イ) 持続的成長と雇用創出の実現（投資・ビジネス環境の改善、輸出振興・産業育成、環境対策）、ロ) 貧困対策と生活水準（公共サービスの拡充・改善、農村・農業開発、社会福祉の向上、ハ) 地域安定化の促進（中東の平和と開発のための支援、サブ・サハラ諸国の開発支援）

次章にて提案する事業案件群と協力隊事業との具体的連携案として、次のような職種や隊員の役割が期待できる。特に職業訓練においては、シニア協力隊員など熟練技能を持つ者の貢献が高く期待される。

事業1： NGO 活動支援（ソーシャルワーク、ノンフォーマル教育指導、保健衛生指導）

事業2： ホームページ開設、IT管理維持指導員、研修準備補助

事業3： 調査のリサーチャー

事業4： 職業訓練指導（木工、手工芸、服飾、調理等）

事業5： 地域子ども指導、地域啓蒙（スポーツ・チーム指導員、青少年活動）

また、地域で行われる各種イベント活動等に、青少年活動メンバーを中心とした複数のJOCVによるチームを組んで、演劇やパフォーマンスを通じた子ども発表や創作活動などを支援することも有意義と考えられる。

第3章 事業案件群の提案

3.1 事業群の全体構想

エジプトのストリート・チルドレンに関してはまだその総数、実態もよくわかっておらず、かつ彼らを支援する側の各機関の動きも極めて流動的かつ慎重であることが本件調査を通じて明らかになった。よって支援の実施にあたっては、初期から大規模な投入を実施することは避け、ストリートチルドレンの状況の把握をしつつ、状況の変遷を注意深く観察しながら事業計画を柔軟に変えられる体制で臨むことが望ましい。

ストリート・チルドレン現象の根本問題としては家庭や学校を含む地域に起因する事柄が多く、根気良くその原因に働きかけるとともに、行政やNGO等による地域家庭支援の在り方を構築することが望まれる。一方で、何万人ともいわれるストリート・チルドレンが利用できる施設の数は圧倒的に不足しており、危険で不安定な路上生活を続ける子どもたちに対する直接的な生活支援の拡充とサービスの質改善は緊急課題として優先する必要がある。

町からストリート・チルドレンが消えたり減少することは好ましいことであっても、現実社会においてそれ自体を最終目的化することは、子どもたちを隠れた別の問題（家庭内虐待の長期化、屋内での児童労働搾取等）に追いやる結果ともなりかない。路上生活をする子どもたちに対して、危険で不安定な今の日常に替わる別の生活や生き方（施設入寮、家族再統合、里親との養子縁組、就業等）や、あるいは地域において家庭や学校以外の「居場所」（ノンフォーマル教室、児童館、スポーツ・チーム等）の選択肢をより多く提示し、その実現を後押ししたり子育てに悩んでいる親や家庭へのサポートを地域や行政機関が提供できるような体制の構築とキャパシティー・ビルディングを長期的に目指すものとして当事業案件群を提案する。

主たる現地カウンターパートとしては、ストリート・チルドレン新国家戦略の推進調整役でもあり、ヘルプラインを通じてNGOや他省庁との連携を担うNCCMが適切であると考えられる。ただし「事業4」で提案する職業訓練については、社会連帯省との直接の事業合意も必要となることが考えられる。社会連帯省は国家戦略の中で、貧困家庭への経済的支援やNGOによる施設を奨励する役割も示されているものの、現在のところはもっぱら法に抵触した子どもの処遇や社会復帰の側面での動きや関心が目立つ。社会連帯省の取組に対してもNCCMが促進、監督する立場にある。

なおNCCMのキャパシティーについては、英語やコンピューター、会計技術に対する関心が高い一方、Eメールや会議による職員間の情報交流が不十分であり、内部で誰がどのような業務を担っているかさえ互いに把握していないなど内部コミュニケーション力が非常に弱く、モニタリング評価は機能していないとの指摘がある。ストリート・チルドレンに関わるスタッフも既に業務量過多に陥っているため、支援事業の開始においては十分な実施体制（人員確保、活動拠点など）を我が国からのインプットとしつつ、事業完了後の成果維持のしくみを考慮して事業形成を行うこととしたい。

3.1.1 枠組みと段階的目標

ストリート・チルドレン現象の改善には中長期的視野で取り組む必要があるため、全事業期間を5～7カ年と想定し、以下の枠組みで事業案件群の形成を試みた。

案件群全体を通じてめざす上位目標：

ストリート・チルドレンが抱える日常の危険と困難を軽減するとともに、現状に代わる新たな生活や将来の自立のための、行政および市民組織の役割強化や地域の支援体制を構築する。

短期的枠組： 路上や施設生活するストリート・チルドレンを直接的に保護・ケアする受け皿（施設、アウトリーチ活動）の拡大と質の向上

中期的枠組： NGOや行政を中心とした既存システムの調整能力の強化と、ストリート化のリスクが高い児童・家庭への支援効率化

長期的枠組： 子どもの自立および社会復帰の支援と、地域ベースの予防メカニズム構築。

3.1.2 事業展開計画

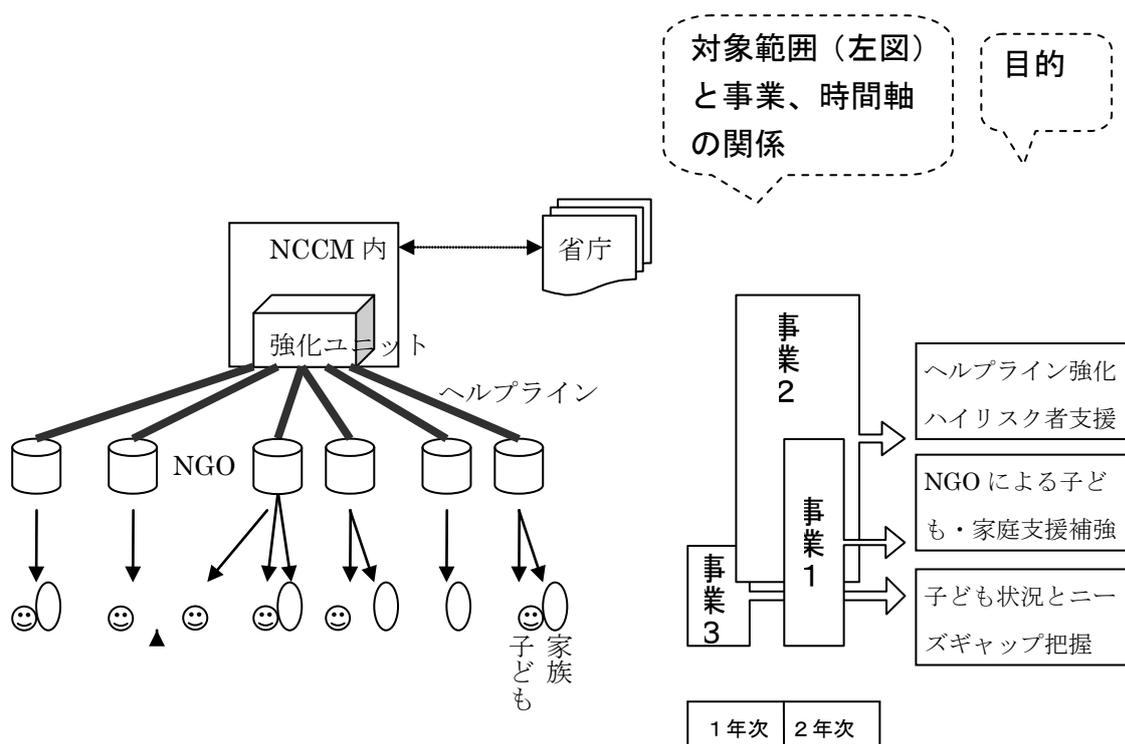
上位目標達成のため、表3に示す5つの事業を組み合わせ、相乗効果のある取り組みをめざす。

最初の2年間を第1フェーズとし、現地NGOやヘルプラインなど既存活動の調査および強化改善をエントリーポイントとして支援事業を開始する。2年め終了時をめどに中間評価および第2～3フェーズの詳細事業計画見直しを行う。第2フェーズは、社会復帰や家庭復帰、さらには予防機能のためのたち上げを行い、第3フェーズはその定着を目指す。

表4： 5つの事業と実施スケジュール

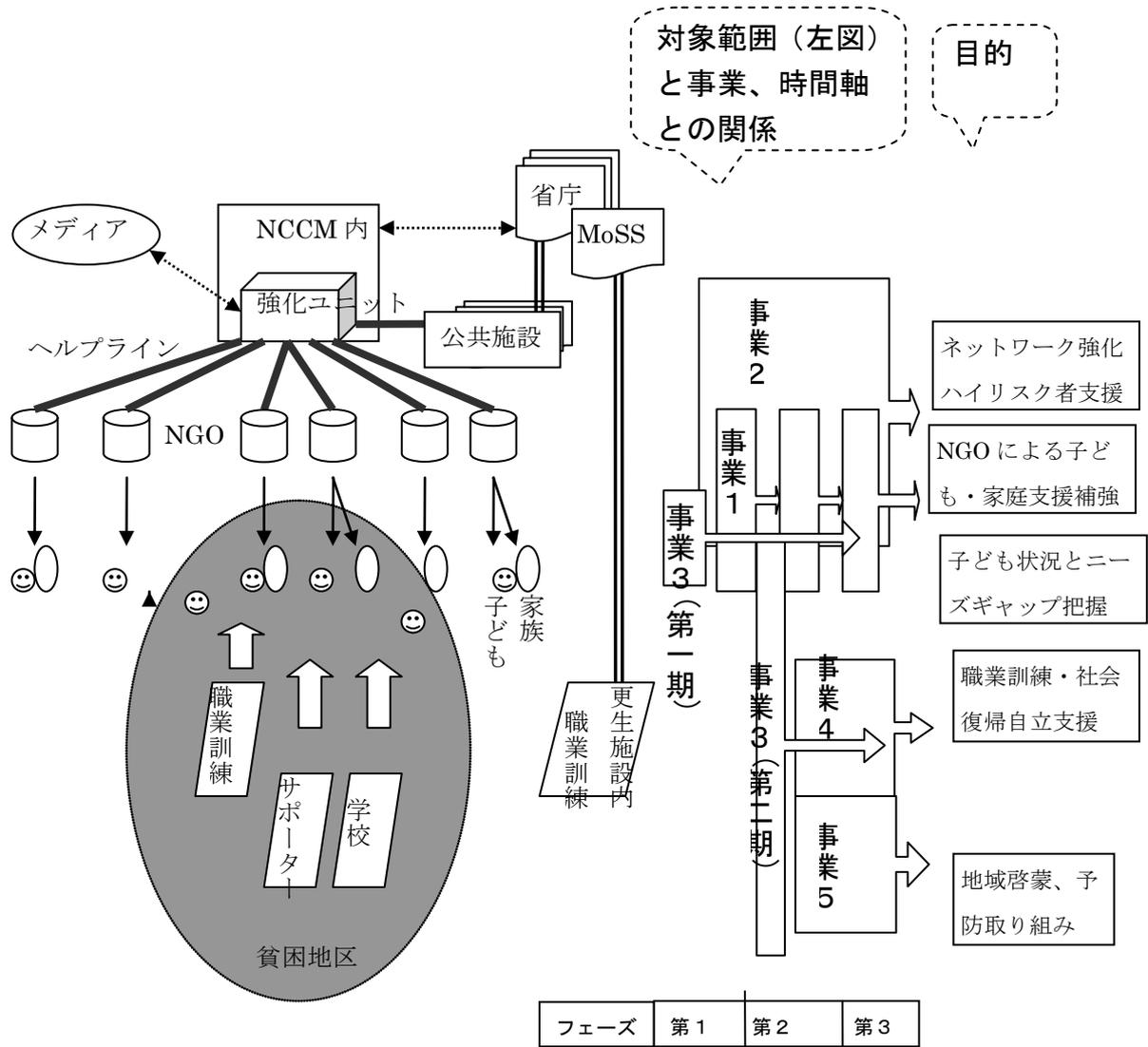
事業コンポーネント	第1フェーズ		第2フェーズ			第3フェーズ	
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次
事業1. ストリート・チルドレンの日常生活ケアのための支援拡充事業							
NGO施設等のインフラ整備、アウトリーチ活動に対する促進支援	■	■					
事業2. ハイリスク家庭と子どもへの支援ネットワーク強化事業							
ヘルプライン現状分析、新ガイドライン作成とスタッフ研修	■	■					
ヘルプラインによるハイリスク家庭支援の拡充、モニタリング強化	■	■					
子ども福祉行政の海外視察、行政による支援策・支援受け皿の拡充	■	■					
ガイドラインの更新、支援ツールの作成	■	■					
家族再会データベース構築、NGOとNCCMの内部規律、指導力強化	■	■					
事業3. 予防・保護・再出発のための具体的支援計画策定のための調査							
第一期調査(ストリートチルドレンおよびヘルプラインのニーズと現状)	■	■					
第二期調査(家庭、コミュニティからの聞き取りとリソースマッピング)	■	■					
事業4. ストリートチルドレンへの自立支援としての職業訓練強化支援							
雇用、訓練ニーズ調査	■	■					
職業訓練の立案およびカリキュラム作成、職訓試行	■	■					
訓練の実施・プログラム改善、訓練後の就職フォローアップ	■	■					
事業5. ストリートチルドレン予防活動としての地域支援と啓蒙事業							
家庭に対する支援と子育てサポーターの育成	■	■					
学校に対する支援、教師、生徒向け研修の実施	■	■					
コミュニティにおける支援活動とサポーターの育成	■	■					
事業評価							
中間評価と次フェーズの事業計画補正	■	■					
完了時評価	■	■					

提案する支援活動に関わる主なステークホルダーの関連性や、各事業との関係を平面化して示すと図2（第1フェーズ）および図3（全期間）のようなイメージとなる。



事業1. ストリート・チルドレンの日常生活ケアのための支援拡充事業
 事業2. ハイリスク家庭と子どもへの支援ネットワーク強化事業
 事業3. 予防・保護・再出発のための具体的支援計画策定のための調査事業

図2： 各支援事業の関連性イメージ（第1フェーズ）



- 事業1. ストリート・チルドレンの日常生活ケアのための支援拡充事業
 事業2. ハイリスク家庭と子どもへの支援ネットワーク強化事業
 事業3. 予防・保護・再出発のための具体的支援計画策定のための調査事業
 事業4. ストリート・チルドレンへの自立支援としての職業訓練強化支援事業
 事業5. ストリート・チルドレン予防活動としての地域支援と啓蒙事業

図3： 各支援事業の関連性イメージ（第1～3フェーズ全期間）

3.1.3 案件群形成にあたっての留意点

事業案形成にあたっては、上述した位置づけで、次の点に留意して行った。

- ・エジプト国のストリート・チルドレン新国家戦略を尊重する
- ・JICAの事業展開計画および既存事業との連携や波及効果を考慮する
- ・持続性の観点から、ストリート・チルドレン施設の直接運営等は極力控え、規模を抑える
- ・既存の施設、サービスの活用と強化を図る
- ・エジプトの行政やNGO、地域社会の能力強化・機能改善による効果の持続発展性を狙う
- ・関係機関の連携を促進する（ネットワークの強化：情報やベスト・プラクティスの共有、支援内容の補完）
- ・日本を含む他国の地域福祉行政の経験・手法の応用を図る

3.2 各事業コンポーネントの説明

事業1. ストリート・チルドレンの日常生活ケアのための支援拡充事業

（添付資料5-1参照）

提案背景と理由

今回の調査では、ストリート・チルドレンに対する行政やNGO等による様々な支援が実施・画策されているものの、支援の絶対量・質ともに著しく不足している状況が浮き彫りになった。現存するストリート・チルドレンの生活の安全や健康・成長を保障するためには、彼らの暮らしを支援する介入が急がれる。しかし、外国機関が独自に収容施設等を新設・運営することは支援の持続性の観点から好ましいとは言い難い。従って、NGOや現地行政機関等によって実施されている現存のストリート・チルドレン支援を強化拡大することを主眼とし、彼らの自律性や独創性を尊重するやり方での支援協力のあり方を提案する。さらには後述する「事業2」のヘルプラインの現状分析により見えてくる支援ギャップを埋め、電話相談を受けた子どもの受け皿を広げる役割としても期待される。

目的

現地NGOを通じた既存事業に対する間接的支援（資金協力、技術支援）により、ストリート・チルドレンとなった子どもたちが安全な生活の場や多様な福祉サービスにアクセスできる場を広げ、生存のための最低限の保護と、健全な成長を促す日常プログラムを享受できるようになる。

活動の要約

大使館草の根無償資金協力およびJICAのCommunity Empowerment Programのスキームを活用して、NGO等による、路上生活および施設利用するストリート・チルドレンへの支援事業に資金援助を行う。対象とする事業テーマとしては、①シェルターなどのインフラ整備・増築、②モバイル・ユニ

ットなどのアウトリーチ活動、③施設内でのプログラム活動およびその改善・普及、④職員の人材育成研修などが想定される。7カ年のうちに単年事業を3回程度にわけて実施するスケジュールを提案する。対象テーマは「事業2」のヘルプライン分析・強化と「事業3」の調査が進むなかで今後みえてくるNGOの課題に呼応する形で絞って募集する。

主な活動コンポーネント
支援テーマを決め、現地NGOからストリート・チルドレン保護・ケアのための活動拡大・改善のための申請書を受け付け
申請書の審査に基づいて支援価値の高い案件に対し現地のNGOとのローカル・コンサルタント契約により資金助成もしくは事業委託。ストリート・チルドレンの日常の直接ケアやスタッフ育成等の事業をNGOが直接行う。「事業2」を担うユニット・メンバーはそのモニタリングや評価に参加。

実施上の留意点

事業全体の相乗効果を高めるために、事業委託対象とするのは、ヘルプラインに参加するNGOからの提案か、それらNGOの運営強化をする案件を優先することが好ましい。審査にあたっては、運営能力や費用対効果など一般的評価項目の他、ヘルプライン活動の補強・延長線にある活動や人材育成や、他施設へ普及しうる先行的試みを示す試みを評価項目に入れることで、既存のリソースの活用や強化をめざす。

なお、現状では施設などで従事する職員の専門性の低さや現地NGOの運営能力に対する疑問が指摘されるため、特に施設建設などインフラ投資に関しては低質施設の過剰設置とならぬよう当面は慎重に行う必要がある。ソーシャルワーカーの能力向上やNGOマネジメント改善や質改善は後述する他の事業との連携においても促進を図ることとする。事業調整員や「事業2」の実施スタッフ（強化ユニット）による、対象NGO事業へのモニタリング・評価への参加を条件づけ、ヘルプライン窓口となるNGOの実情を詳細に把握する機会としても位置付けられる。

事業2. ハイリスク家庭と子どもへの支援ネットワーク強化事業（ヘルプライン強化）

（添付資料5-2参照）

提案背景と理由

子どもが路上生活に至らないための予防施策のうち、特に家庭崩壊等の危機に瀕したハイリスク家庭への支援を優先する必要性と、既存の現地リソースを活用する観点から、NCCMが主導するヘルプラインの強化が有益と考えられる。ヘルプラインはストリート・チルドレンの観察、保護、予防のためのメカニズムであるが、その機能強化がNCCMからの要請事項の一つでもあるように、対応の在り方は相談窓口となる各NGOごとに一任されている状況が見られる（ヘルプラインについては添付資料2参照）。

一方、エジプト政府は省庁やNGOなどが各々様々な支援策（医療、身分証明書の発行、スポーツ施設の公開等）を有しているにもかかわらず、それら既存の情報や支援を必要とする人々に広く有

機的に届いてはいない。様々な省庁がストリート・チルドレン支援に寄与すべき役割はストリート・チルドレン戦略書にも明確に示されており、各行政機関や公共施設などによる支援リソースの集約と共有する機能を高め、ストリート・チルドレンおよびハイリスク家庭への支援をより効果的に行えるよう行政能力強化を図ることは、事業終了後のインパクト持続の側面からも重要である。

目的

ストリート・チルドレンや家庭崩壊等の危機に窮するリスクの高い脆弱家庭に対して、適切な相談・支援を行う連絡網を強化し、既存福祉サービスも含めた支援活動の開拓・活性化をもって、ハイリスク家庭からの子どものストリート化を水際で防止する。

活動の要約

ヘルプラインを中心とした相談窓口機能の充実化と関連機関のネットワーク強化を図るため、NCCM内に「ストリート・チルドレン支援強化ユニット」（以下、強化ユニットと称す）を立ち上げる。強化ユニットは主に長期専門家（業務調整員、および子ども福祉や保護分野の専門家など常時2名程度）を核とし、短期専門家（研修ファシリテーター、社会心理専門家、後述する事業3の調査コンダクターなど）およびエジプト人アシスタント数名および通訳等が必要となる。当初は強化ユニットのメンバーだけで事業実施できる人員数を確保する必要があるが、既存のNCCM職員とは定期的な会議をもって情報交換および助言を行うとともに、彼らのキャパシティ評価を行う。長期的にはNCCM職員を事業モニタリングや研修等に巻き込んで彼らの能力強化を図ることを念頭に入れ、第2、3フェーズ移行時に体制を変化させていくことが望ましい。また、東京都の「子ども家庭支援センター」³²（添付資料6参照）や、児童相談所など日本の地域行政における子ども福祉の取り組み例は、ヘルプラインおよび強化ユニットのロールモデルとして多くの示唆を与えるものと考えられる。

まず第1フェーズ（2年間）は、この強化ユニットをNCCM内におき、ヘルプライン見直し強化を目標に、現在の電話相談対応状況や相談内容およびその課題の調査分析を経て、新ガイドラインの発行、電話相談窓口スタッフおよびボランティアへの研修実施を行い、NGOによる電話相談機能の向上を図る。

第2フェーズは、ヘルプラインで受け付けたストリート・チルドレンからの相談や、困難な問題を抱えたハイリスク家庭に対する具体的支援策の提案と実用化を図るとともに、特にヘルプライン窓口NGOだけで対処できない内容、特に福祉行政が担うべき事項への取り組み改善にシフトする。具体的には、NCCMや社会連帯省などヘルプラインに関与する省庁関係者³³らによる視察調査チームをつくり、東京都「子ども家庭支援センター」やその連携先である児童相談所や医療機関、学校、児童館等への訪日視察を行ったうえで、エジプトの行政リソース利用を再分析する。各省庁に属する地域事務所や公共施設（例：公立医療機関、スポーツ施設、学校など）がヘルプラインに寄せられた相談者への支援提供を行える受け入れ体制とそのネットワークを構築・発展させることを、第

³² 東京都が行う子育て支援ネットワークの核として、平成17年度には44区51か所に設置。ケースマネージメント手法により子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、啓蒙やネットワークを構築している。児童虐待の予防と早期発見、見守り機能を付加した先駆的センターも21か所ある。

³³ ヘルプラインには、NCCMの他に、社会連帯省、教育省、内務省、法務省、保健人口省、健康保険局、人材開発省などがその一躍を担うこととなっているが、実際の関与実態は明らかでない。

二フェーズの「ストリート・チルドレン支援強化ユニット」の役割として位置づけ、行政支援を踏まえたヘルプライン・ガイドラインの更新と市民（相談者）向け小冊子などの支援ツールを事業成果品とする。日本ではストリート・チルドレンに関する取り組み地盤が弱いため、実績の多い第三国からの専門家をアドバイザーとして招へいするか、第三国視察を交えるなどの工夫も望まれる。

（日本の関連リソースについては添付資料7参照）

第3フェーズは、事業撤退後にもNCCMが関係機関やNGO活動のモニタリングや指導を通して、ヘルプラインなどの維持発展ができるように定着のための取組期間と位置づける。

想定される強化ユニットの機能・活動例

<第一フェーズ>

- ・子どもや家族からの生活相談、対処実態の調査・把握、グッド・プラクティスの収集
- ・ヘルプラインの新ガイドライン作成、支援ツール作成、対応職員のキャパビル訓練、
- ・運用実施のモニタリング、情報集積システムの構築
- ・子どもの問題傾向把握、ニーズと原因分析調査、優先イシュー支援手法の提言・紹介
- ・「事業1」のテーマ設定、事業モニタリング、評価

<第二フェーズ>

- ・ハイリスク家庭、対処困難児童へのケア向上のための事例研修、ケース・カンファレンス等
- ・日本および第三国での視察研修立案、および実施調整
- ・行政窓口や公共施設によるヘルプライン相談者受け入れ対応の開拓、協力依頼調整
- ・行政役割も含めたヘルプラインのガイドラインの改定
- ・小冊子、パンフ、ホームページ運営、メディア媒体プログラムなど支援啓発ツールの作成（例：育児アドバイス、市民・子どもが利用できる支援リストなど）

<第三フェーズ>

- ・ヘルプライン参加団体の内部規律向上と監視強化（施設内虐待の予防）
- ・NCCM職員によるモニタリング、実態分析・指導力の強化
- ・その他、ネットワーク機能を利用・発展させたプログラムの導入（例：家族再会、里親探しデータベース構築など）

	主な活動コンポーネント
第一フェーズ	ヘルプラインの実態調査・分析による、子どもや相談家庭の問題状況の把握。支援ギャップの分析。
	ヘルプライン改善のためのガイドラインの開発、実用化のための窓口スタッフの対応指導研修実施
第二フェーズ	ヘルプライン参加省庁の関係者を日本に招へいし、日本での子ども支援地域行政（児童福祉相談所、子ども家庭支援センター等）の取り組みを視察・研究。（ストリート・チルドレン問題の経験豊富な第三国での研修も検討）

	エジプトのリソース整理分析をもとに公共施設や町役所などでの支援策の開発、ヘルプラインとの連携力促進を経て、ガイドラインの更新
	困窮家庭や子どもへの各種支援充実のための関係職員の研修実施（事例研究、支援ツール作成）
	ストリート・チルドレン情報を集約・発信するホームページの立ち上げ、広報メディアの活動（ストリート・チルドレン理解促進、薬物や性感染症の予防など）
	ヘルプラインの機能向上のため対応の実態評価。新ガイドラインの策定。ヘルプライン職員への対応指導研修の実施
第三フェーズ	家族再会、家庭復帰促進のためのデータベースづくりとカウンセリング
	NGO や公共施設内虐待や暴力の防止、ヘルプラインのモニタリングシステム向上

実施上の留意点

ハイリスク家庭支援の当アプローチには、ストリート・チルドレン以外の問い合わせ相談など幅広い福祉問題への関与が不可避であり、ストリート・チルドレン支援という当初目的からの逸脱にもなりかねない。しかしストリート・チルドレンは家庭や子どもがかかえる問題の表面化のひとつでしかなく、他の結果に至るもの（家庭内虐待の深刻化、ネグレクトの長期化、家庭崩壊、自殺、犯罪関与など）の防止に波及することは、ストリート・チルドレン支援同様の意義が認められる。むしろ長期的にはそういったストリート・チルドレン以外の事象への波及を意識した活動発展もが望まれる。とは言え、キャパシティの限界を考慮して、当面支援関与できない範疇の問題への対処方針やガイドラインも併せて準備することが必要である。

また、センターでの業務に従事するスタッフの士気を維持向上させることやストリート・チルドレン問題の正しい理解のためには、事務・仲介的や役割に終わらず、ストリート・チルドレンや困窮家庭との直接接点をもつ活動をうまく組み入れることが有益である。これは、第2フェーズ実施の際に、強化ユニットを貧困地区や公共施設などに移したり、相談者への家庭訪問指導に関与するなどの工夫を検討することが望まれる。

事業3. 予防・保護・再出発のための具体的支援計画策定のための調査事業

（添付資料5-3参照）

提案背景と理由

ストリート・チルドレンに関する調査はこれまでも個々の関係機関により行われてきた。彼らのニーズに適合した支援策を策定するには客観的状況分析が必要であるが、大規模投入をもって包括的な状況調査を急ぐより、当事業では他機関の公表する調査報告を参考にしながら、対象テーマを絞った調査を行うことが望ましいと考える。ここでは、当報告書にて提案する案件群の相乗効果を高めるためにも、特に「事業1」と「事業2」の活動強化、および「事業5」の詳細計画策定に直結するテーマの調査実施を提案する。

目的（調査テーマ）

路上生活に至る子どもや家族背景、および支援団体や貧困地区のコミュニティを対象にその実態や原因、支援リソースを調べ、NGOやヘルプラインでの取組ギャップの明確化（第一フェーズ）と、後述の「事業5」で行う一連の地域支援策立案につなげる（第2フェーズ）。

活動の要約

調査は2回に分けて実施する。下記表のとおり、4つの対象に対し、子どもたちがストリート・チルドレンとなる理由、彼らが必要としている支援ニーズを明らかにする。第一フェーズ調査では、ストリート・チルドレン施設の活動（事業1）やヘルプラインにおいて十分な対応策が打ち出されていない深刻かつ優先度の高い事項を特定してヘルプライン強化（事業2）の活動内容に反映し、彼らが担う支援活動の重点強化方針を打ち出すとともに、改善のための提言をヘルプライン参加団体に対して発信する。

第二フェーズ調査では対象地域を絞り、子どもを取り巻く環境としての家庭、コミュニティに対する支援ニーズを探る。持続可能性のある施策を形成し、家庭やコミュニティ自らがこの問題に主体的に取り組む力を高めるために、彼らが既に持つ支援リソースを探り、リソースマップを作成し、地域支援活動（事業5）に発展させる。なお調査に際しては、調査票の設計、質問の仕方、情報の取り方に留意する必要がある、そのための研修も合わせ実施する。

主な活動コンポーネント	
第一フェーズ	支援提供側の状況調査：NGO施設職員からの聞き取りや意識調査、ヘルプラインへの相談事例を統計的に収集し、支援ニーズの分析およびそれに対する支援の実情を調査
	ストリート・チルドレンに対する調査：原因および支援ニーズ調査（サンプル調査、フォーカス・グループ・ディスカッションなど）
第二フェーズ	家庭に対する調査：ストリート・チルドレンを多く生み出す地域（案件5の実施地域）において聞き取り調査。支援を必要とする困窮世帯の実情やニーズを把握・分析
	コミュニティに対する調査：案件5の実施地域においてストリート・チルドレン問題についての地域住民の意識調査、および支援リソースマッピングを実施（聞き取り調査およびフォーカスグループ調査）。

留意点

コミュニティが持つ支援リソースには、外部の者からはわからない非公式の、また潜在的なリソースなどもありえる。子どもへの持続的な支援策の策定にはコミュニティの主体的なかかわりが醸成されねばならない。この調査と並行して、コミュニティ内の啓蒙活動を行い（事業5）、調査の段階からコミュニティに参加してもらおう参加型アプローチをとることとする。

事業4. ストリート・チルドレンへの自立支援としての職業訓練強化支援事業

（添付資料5-4参照）

提案背景と理由

ストリート・チルドレンを対象にカイロで実施されたあるサンプル調査によると、その3分の1は未就学で、約半数が中途退学者であるとの報告がある。多くは基礎的な読み書きができず、また就労に必要なスキルも身につけていない。ところが現在、ストリート・チルドレンを対象に行われている職業訓練は、必ずしも子どもたちのニーズを反映していなかったり、就業につながるようなスキル習得に至っていないものが多い。ゆえに、そのような子どもたちを対象にした職業訓練の内容をニーズ調査に照らし合わせて見直しをしたうえで、自立や社会復帰を促すための職業訓練を行うことを提案する。

ストリート・チルドレンの多くは、対人関係や協調性、規則正しい生活を営む力に弱く、劣等感や社会からの烙印にさいなまれることが多い。社会復帰のためには、そういった精神面での克服も配慮することが重要である。「フレンドリー・ワン・スクール」など既存ノンフォーマル教育カリキュラムも組み入れ、職業訓練の効果的な提供に資することも試みる。

目的

職業訓練を実施することにより、就業可能な年齢の子どもたちが働くに必要な技能を身につけ、自立し自活できる状況を生み出すことを目標とする。単に職業スキルの取得のみならず、達成感や自信を得て自尊感情を取り戻し、社会性を養うための過程としても、当事業を位置づける。

活動の概要

本案件には、大きく分けて3つの活動が含まれる。第一は調査、第二は調査に基づいて行う既存の職業訓練の見直しと広報活動、さらに識字教育の実施、第三は職業訓練実施以降のフォローアップの活動である。現在行われている職業訓練を子どもや雇用者のニーズに一層あったものにするために調査を行い、どのような職業訓練が必要とされ、また雇用可能性が高いのかの市場調査を探る。訓練実施機関としての主な調査対象は、社会連帯省の要請にあった青少年更生施設か、あるいは事業5で提案する地域支援エリアにて、ストリート・チルドレン自立促進のための象徴的、かつ地域支援を得やすい場のいずれかにおいて実施することを想定する。

その調査結果に基づき、既存の職業訓練の内容の見直しを提案し、その実施、また新たな訓練内容の周知を図るために広く広報活動を行う。さらに職業訓練を補完するものとして、合わせて識字教育も実施するとともに、ライフスキルの取得も図る。

子どもたちが訓練を終えても、必ずしもスムーズに職を得ることができない可能性もあり、また就職をしても、職場で様々な困難に直面することもある。そのような子どもたちを支援し、職業訓練が単に訓練で終わらないようにするために、その後のフォローアップを、見習い先の開拓、相談窓口の設置、専門家との連携、子ども同士の助け合いネットワークの形成、勤務先でのモニタリングなども併せて行う。ニーズ調査においてニーズが発見された場合、マイクロクレジット事業を行うことも視野に入れる。

主な活動コンポーネント
現地雇用状況に対する調査
ストリート・チルドレンを対象にした職業訓練強化の観点からの支援ニーズ調査
既存の職業訓練の内容強化と広報活動

識字教育（フレンドリー・ワン・スクール）の取り入れ
見習雇用先の開拓
場合によって、マイクロクレジット事業研修と実施
就職、職場に関する相談窓口の開設
働く子どもたちのネットワーク作り（情報交換ネットワーク、メンター制度作り）
子どもたちが就職した先での訓練の活用状況、子どもたちの労働状況のモニタリング活動

留意点

職業訓練が成果あるものであったかどうかは、訓練を受けた子どもたちが実際に就職をし、自活していけるだけの経済的対価を得ることができるかによる。本事業における調査は訓練内容と雇用ニーズのマッチングのために実施するものであり、雇用ニーズの抽出し実効性ある訓練とするために非常に重要である。

さらに、いったん就職してもすぐに仕事を辞めるということでは必ずしも訓練の成果があったとはいいいにくく、一方で弱い立場にある子どもたちが職場において搾取されることを防ぐために、子どもたち自らどのような権利を持っているかを学び、また問題が起きたときに相談をする窓口を用意する。

事業5. ストリート・チルドレン予防活動としての地域支援と啓蒙事業

（添付資料5-5参照）

提案背景と理由

既にストリート・チルドレンになっている子どもたちを保護することだけでは、問題の根本的解決には至らない。子どもたちが家を出、学校に戻らない理由には、彼らを取りまく家庭、学校、コミュニティが絡むさまざまな要因が考えられ、これらの環境要因に対する働きかけを含む包括的な支援策が望まれる。家出を繰り返すなどリスク要因が高い子どもたちに早期の段階から支援をすることが、彼らのストリート化を予防し、ひいてはストリート・チルドレンの数の減少にもつながると期待される。

一方、ストリート・チルドレンは薬物乱用や軽犯罪などに巻き込まれやすいが故に、地域社会からも見放されがちという側面がある。本件調査においてもエジプトでは予防面の取り組みが弱いことがわかったため、ストリート・チルドレンを生み出す環境要因に働きかけ、それと同時にコミュニティ全体でこの問題の理解と解決に取り組めるような環境づくり・システム作りを、案件群の後半に行うべきものとして提案する。

ヘルプライン等にアクセスできなかつたり、自ら救いを求めることをしない家庭を探しだし、支援サービスにつなぐ役割を担うことも期待される。

目的

家庭、学校、コミュニティに対する働きかけを行い、子どもたちがストリート・チルドレンになることを防ぎ、コミュニティの問題解決能力の強化を図る。

活動の要約

事業の対象地区はヘルプラインの相談案件の集中する地域の中から選定する。当事業の構成は、①子育て家庭に対する啓発、支援活動、②学校からのドロップアウト防止支援活動、③コミュニティからのサポート体制の、3つのコンポーネントからなる。これら三者の子どもサポート力を向上させることを狙いとし、それぞれのレベルでの体罰防止、子どもの権利についての周知を図り、一方で子どもを支えるネットワーク作りを行う。

家庭に対する支援は、保育サービスの提供とともに、子育て支援や相談サービスの提供、ヘルプラインを通じた支援強化、およびコミュニティにおける子育てサポーターの育成事業を含む。学校に対しては、体罰防止の研修、授業について行けない生徒たちに対する補修授業、相談機能の強化を核とする。同時に子ども自身がお互いに助け合えるような仕組みを作るために、Child to Childというアプローチを用い、子ども自らがファシリテーターとなって、ライフスキルの伝授・習得を図り、学校や仲間への帰属意識を高める活動を行う。

コミュニティに対しては、ストリート・チルドレン、さらに非行歴のある子や更生施設等から出た子どもたちに対する理解を深めることができるよう啓蒙活動を行う。さらには、子どもたちの問題はコミュニティ自身の問題と認識し、最終的にはコミュニティ主体の活動につながるようなシステム作りを図る。子ども、家庭、学校、コミュニティ全体での子どもフェスティバルのような啓蒙、交流イベントを実施し、この問題に関心のある人々を核に、子どもサポーターネットワークを作る。子どもサポーターは子どもに対するメンターとなるとともに、コミュニティに対する啓蒙活動、地域や学校の子どもクラブのファシリテーターとして活動する。

主な活動コンポーネント
(家庭と子どもに対する活動)
シングルマザーや共働き世帯等に対するチャイルド・ケアサービスの提供
(家庭と学校以外の) 子どもの居場所づくり (フレンドリー・ワン・スクール開設やスポーツチーム結成、児童館、図書館など)
ヘルプラインの周知活動
ストリート・チルドレン支援強化ユニットによる育児・家庭相談サービスの提供と啓蒙活動 (育児指導、家庭内暴力や薬物使用の予防、栄養教育、児童労働防止など)
支援享受に消極的な家庭 (問題意識の低い親) への対話、子育てサポーターの育成

(学校に対する活動)
体罰防止、意識改革のための教師向け研修の実施、および生徒自身によるライフスキル普及活動、欠席がち児童生徒のカウンセリング
学校用指導マニュアルの吟味と改訂支援、学校における相談体制の充実 (ヘルプラインや強化ユニットとの連携)

(コミュニティに対する活動)

ストリート・チルドレン問題についてのコミュニティに対する啓発活動の実施
青少年更生施設出所者や非行少年に対するコミュニティの理解を深めるための啓発活動
コミュニティ主体の地域イベントの実施
コミュニティ・サポーターの育成（子ども会支援、学校支援）

留意点

事業の対象は子どもから家庭、学校、コミュニティと包括的なものとしつつも、最初から多くの学校やコミュニティを対象とすることなく、チャイルド・フレンドリー・コミュニティのパイロット事業として、将来的に、他地域に対するモデル提唱地域という位置づけで企図する。ただし、地域性というものは各コミュニティにより一律ではないため、モデル地域は1地区とせず複数地区を対象として、事業の結果やプロセスを比較できるようにすることが、将来的な提言のために有益と考える。活動の主体は、持続可能性の観点から、現地政府機関やNGOとともに、子ども自身、コミュニティ自身であるべきであり、そのために子どもから子どもへの手法やコミュニティ参加型の調査（事業3）を通してコミュニティ自ら支援の立案、実施を行えるよう留意する。

なお、学校に対しては、就学率の低さなど問題は大きいものの、教育行政の底上げといったレベルの取組はその規模の大きさから、別次元の事業として考慮すべきと考え、ここでは地域や家庭とのつながりの範疇で事業提案した。

添付資料 1 : 各省庁の役割のまとめ（国家戦略ペーパーより抜粋）

子どもと母性のための国家委員会（NCCM）は1988年に大統領令により設置された政府最高機関である。母子保健政策の実施と調整、さらにエジプト国の戦略実施の際の調整・監督を任とする。

教育省は全ての子どもに教育の機会を提供するため公教育制度の強化と無償化、職業訓練の可能性を図る。また、ノンフォーマル教育を提供し、可能な限り公教育へとつなげられるようにすると同時に、働く子どもたちの労働条件に見合った特別な授業を実施する。さらに貧困層に対し無償教育を保証し、全ての生徒が無料で健康保険を持てるようにする。

社会連帯省は1995年、社会保険・社会問題省³⁴と供給・国内通商省が統合されて設立され、社会保障制度を除いた国の社会福祉事業全般を管轄している³⁵。同省は、ストリート・チルドレンが家族のもとに帰ったり地域社会へ復帰できるよう支援するNGO、及び都市部の貧困区に仮設の施設やシェルターを設け運営するNGOの設立を奨励し、子どもたちに衣類提供などの支援を実施する。

保健・人口省は子どもへの保健医療サービスの改善に取り組み、健康カードを発行し医療施設へのアクセスを可能にさせる。また巡回診療チームを立ち上げ、子どもたちが必要な治療を受けられるようにし、伝染病の予防接種等を行う。

法務省はストリート・チルドレンを「困難な状況にある子ども(children in difficult circumstances)」と見なし、強制的な安全施策ではなく、経済的、社会的な背景にも配慮し、さらに子どもの権利条約を実施する法的処置の見直しを行う。一方的な離婚を阻止し、子どもの親権（保護、監督、教育など）を義務付けるため相談事務所を設けることを検討する。また、子どもの問題を専門的に扱える司法システムを確立し、裁判官、検察官、その他の関係者を訓練し、家族統合をモニタリングできるシステムを確立する。

内務省は未成年犯罪者、特にストリート・チルドレンが社会的環境の犠牲者であり、法的安全性の問題ではなく、社会・経済・開発の問題として警察官に認識させる。ストリート・チルドレンを慎重に且つ人道的に扱うことができるようNGOなどと協力し警察官を訓練するなどし、社会心理学の専門家を通じて子どもの心理や補導の仕方を改善する。治安を目的にストリート・チルドレンを逮捕したり、質問したりせず、彼らを路上から元の健全な生活へ戻すようにしなくてはならない。

34 「社会問題・社会保険省」は日本の以前の労働省の仕事の一部、各種の公的扶助を提供するとともに、老齢、障害者、遺族、労災、雇用業務などを行う。

35 社会保障制度は財務省の管轄。

労働省はストリート・チルドレンに合法的な労働機会を与え、ストリート・チルドレンが就労年齢に達している場合はそのように認識し、さらに職業訓練所を設置し、工芸技術を学び仕事につなげられるようにする。

農業省は社会連帯省（供給部門）及び教育省と連携するなどして子どもの就学を支え、仕事のないストリート・チルドレンの家族に対し農業（用地）開拓事業への参加の機会を与える。

情報省はメディアを活用してドラマやドキュメンタリーを制作し、放送することでストリート・チルドレンに対する社会の認識を変え得る。そうすることで市民が自主的にストリート・チルドレン問題の解決に向け経済的、社会的、心理的な側面から支援を行うようになる。

文化庁は困難な状況にある子ども達のために、子どもの才能を引き伸ばせる文化的事業を行い、ストリート・チルドレンを招待し、参加させ、自己を表現し、能力を発揮できるよう促し、社会復帰への手助けをする。

高等教育省はストリート・チルドレンを含む困難な状況にある子どもの問題に対応し得るプログラムやコースを社会福祉専門の高等教育の科目に、あるいは大学の教育学部や文学部の文化人類学科や心理学科の科目に盛り込むことを検討する。子どもの権利に関する条約を指導し、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを実施する。ストリート・チルドレン現象の背景、予防、対応に関する研究が行われるよう大学院生や研究員を促す。

国立青年カウンスルは青少年のためにストリート・チルドレンの問題を正しく理解できるようシンポジウムを企画し、ストリート・チルドレンが置かれた厳しい生活環境がわかるような作品の展覧会や演劇公演を開催する。ストリート・チルドレン自身が様々な技能を身につける機会を提供し、スポーツや芸術活動を通じて潜在能力を発揮できる場を提供する。

宗教省は教育・医療・衛生管理施設が整った場所に礼拝所を建設し、ストリート・チルドレンに開放し、ザカートとして食事や衣類を提供する。宗教による助言を行い、路上生活の危険性を説き、子ども保護及び社会復帰のために寄付を行う。社会連帯省と協力し適切な資格を有するボランティアのリーダー訓練し、さらに説教者がストリート・チルドレンは自らどうする手段も持たない社会の犠牲者であることを正しく理解できるよう訓練する。

添付資料 2 : チャイルド・ヘルプライン

ヘルプライン（電話番号 16000）は、NCCMにより 2005 年より設けられたストリート・チルドレンのための無料電話相談システムで、2005 年より導入された。国内 29 県において誰でも 24 時間電話相談をすることができる。2005 年 7 月から 2008 年 6 月までの 3 か月に累計約 90 万件の電話がかかり、これは 1 か月平均 2 万 5000 件になる。しかしすべてのコールに対応できてはおらず、受話対応できた電話件数は十数パーセントと NCCM は報告している。

本部は NCCM 内に設けられ、以下の手順で相談対応するしくみである。

- 1、 国内の行政区域からの電話を NCCM が受けとる。
- 2、 同一行政区域にある最寄りの NGO へ直接転送する。
- 3、 NGOs に配置されている大学生ボランティアやソーシャル・ワーカーが対応し、ケース・スタディを行い、団体ごとに解決策を見つけ出す。

コールセンター・オフィスのある 36 の NGOs に加え、地区によっては子どもレセプション・オフィス、インフォメーション・センター、その他、社会連帯省、法務省、保健・人口省、環境省などがネットワークを構築し連携する。これらの機関の間で実際どのようなコーディネーションのメカニズムがあり、役割分担がなされているのか、ヘルプラインの NGO 関係者等に問い合わせを図ったが、いずれからも明確な答えは得られなかった。相談や苦情の内容は様々あり、子どもの発育の問題、家庭内暴力の問題などが半数以上を占める。

NGOによる対応状況の例

2005 年 7 月 1 日以降 720 件以上のヘルプライン相談に対応してきた New Fostat Association によれば、それまでの相談内容を区別した結果と New Fostat Association が選んだ介入方法（援助内容）は以下の通り。

- 1- ストリート・チルドレンに関する問題（110 件）
- 2- 財政に関する問題（300 件）
- 3- 家庭(家庭不和)に関する問題（100 件）
- 4- 教育に関する問題（50 件）
- 5- 保健医療に関する問題（70 件）
- 6- 障害児に関する問題（32 件）
- 7- その他 出生証明書の発行に関する問題（2 件）、児童労働に関する問題（10 件）、暴力行為に関する問題（46 件）

上記の問題に対して New Fostat Association では以下のような支援を行っている。

- 毎月の定期的支援の提供
- 医療診察の提供

- 障害者補助器具（車椅子）の提供
- 学校制服の提供
- 学費の支払い
- 家業を営む家庭を対象にした収入増加のための融資
- 子どもたちがレッドカード・プロジェクトを通じて働くことができるようになる支援
- 衣服の提供
- 学費の免除
- ラマダン・パッケージの提供
- 電話相談に寄せられた相談への経済的支援
- 国家負担による医療診察を定める法令公布の支援

ソーシャル・ワーカーがストリート・チルドレン問題を取り扱う際に支障となっていることとして挙げられた点は以下の通り。

- ストリート・チルドレンに決まった居場所がない
- ストリート・チルドレンが居場所を変えてしまう
- ストリート・チルドレンが束縛を嫌い、施設に入ろうとしない
- カイロにおいて施設やシェルターが不足

添付資料 3 : 訪問記録

政府関係機関

■ 訪問先：保健・人口省(Ministry of Health and Population)

■ 日時：10月19日(日) (午前10時～11時15分)

■ 面談者：Dr Sahar Mohamed Ahmed El Sayed

■ JICA・SC側：林伸江、廣中陽子、Ms Radwa El Khady/SCUK, Ms Rana Eman/SCUK

【内容】保健・人口省によれば、現在カイロには母子および子どもの保健を対象にしたクリニックがストリート・チルドレン (Children without Shelters) 支援の一環として設置されているという。しかしこれらのクリニックには、基本的な設備しかないため応急処置を施すだけのサービスしかできない。また、利用者はもっぱら地域住民だという。ストリート・チルドレン自らがクリニックを訪れることは稀である。訪れたとしても医師はストリート・チルドレンに対して触診や聴診を行わない。理由はストリート・チルドレンのような健康(保健)記録のない者を扱うことへの不安や、得体の知れないストリート・チルドレンが病院で暴れたすのではないかとの恐怖心があるからである。これらのクリニックは、警察署の傍に設置されており、もっぱら検挙された子どもの年齢(18歳未満であるかどうか)を判断するために利用されている³⁶。

《2008年1月から8月の間に警察により連れてこられたストリート・チルドレンの数》

- ギザにあるクリニック8施設では計435件
- カイロにあるクリニック10施設では計168件

■ 訪問先：国立青年カOUNシル (National Council for Youth)

■ 日時：10月20日(月) (午後2時～4時)

■ 面談者：Dr. Noor Mohamed Noor (Gen. Director for Scouts and Physical Health), Mrs Soher Sharf (Gen. Director of Administration of Sport and Youth for Giza Governorate)

■ JICA・SC側：林伸江、廣中陽子、Ms Radwa El Khady/SCUK, Ms Rana Eman/SCUK, Mr Adel Badr/SCUK

【内容】国立青年カOUNシルでは、孤児、働く子どもたち、ストリート・チルドレンなどがギザの17のスポーツセンターを利用できるよう、ローカルNGOを通じて子どもたちに会員カードを(無償で)発行している。会員カードには名前、写真、出生年月日などが記されている。2001年以降、約600人の子どもたちに対してカードを発行した(うち2,3割がストリート・チルドレンであると考えられている)。一方、500人余りのソーシャル・ワーカーと500人余りのスポーツ・ワーカーがこれらのセンターに勤務している。ストリート・チルドレンがエネルギーを発散する場所、或いは隠された運動能力を引き延ばせる場所(機会)が必要である。同カOUNシルは、スポーツ施設を開

³⁶ クリニックでは1ポンドでクーポンを販売し、(身分証のない)ストリート・チルドレンが病院でサービスを受けられるようにしているというがあまり知られていない。

放するだけでなく、民間セクターと共同で子どもたちのための職業訓練も実施している。こういった活動はこれまであまり知られておらず、今回のような訪問は我々が初めてであった。

■ 訪問先：教育省(Ministry of Education)

■ 日時：10月21日(火) (午前10時45分～12時)

■ 面談者：Mr. Mahmoud Saleh Aly (General Manager for One Class Room School)

■ SC側：廣中陽子、Ms Radwa El Khady/SCUK, Ms Rana Eman/SCUK, Mr Adel Badr/SCUK

【内容】UNESCOと教育省により開発されたフレンドリースクールは、3段階に分けられている。教師1人、ソーシャル・ワーカー1人に対し、生徒は12人前後(8歳～15歳の退学者対象)³⁷。読み書きと計算の基礎科目のほかに、社会科、理科、自由科、宗教、英語、コンピュータなどがある。最終段階では、職業訓練コースが取り入れられるなど工夫はされている。教え方は教室を提供する団体の判断に任されており、修学レベルの差はあるようである。公教育に子どもたちを戻すことがプログラムの目的でもあり、実際、フレンドリー・スクール・プログラムにおける再就学率は32人(1年目)、98人(2年目)、102人(3年目)と年々増えている。子どもの心理ケアも含め、子どもを復学できるよう家族に対する経済的支援も並行して行う必要があるという³⁸。

■ 訪問先：文化庁(National Center for Child's Culture)

■ 日時：10月22日(水) (午前11時～12時)

■ 面談：Dr. Nabila Hussain (Head of the National Centre for Child Culture)

■ SC側：廣中陽子、Ms Radwa El Khady/SCUK, Ms Rana Eman/SCUK, Mr Adel Badr/SCUK

【内容】文化庁は子どもの権利条約や子どもの権利保護(Child Protection)を推進する。職員向けの研修材料もあり、人材も備わっており、他省庁職員に対し研修を実施することは困難ではないという。しかし面談した子ども文化センターの所長によると、研修に参加する側(省庁)のモチベーションが低いという問題が指摘された。文化庁は1991年以降、定期的に文化祭を催すなどの地域活動を行っている。カイロのスラム地区に一つしかない公園(ガーデン施設)だが、毎日あるいは毎週地域の子どもや親、ストリート・チルドレンが楽しめるような人形劇やアニメーション劇をNGOと連携して実施している。文化祭には他省庁も協力するが、教育省が手を引き始めるなど、省庁間のコーディネーションは今ひとつであるという。また、同庁は、NCCMや大学、メディアなどと協働で権利条約に関するセミナー開催を検討している。芸作家や著名人が参画する文化祭ではストリート・チルドレンがステージでパフォーマンスをするなど(ビデオで見る限り)かなり充実している。

■ 訪問先：社会連帯省(Ministry of Social Solidarity)

■ 日時：10月23日、木曜(午後18時～19時45分)

■ 面談者：Ms Wafaa El Mestekawy (General Manager of Social Defense Department)

■ SC側：廣中陽子、Ms Radwa El Khady/SCUK, Mr Adel Badr/SCUK

³⁷ 退学する子どもとはすなわちストリート・チルドレンであると考えられているが、教育省はストリート・チルドレンといった言葉を使わないという。

³⁸ 教育省ではまた、子ども一人に対し年間4ポンドの医療保険を負担しているという。

【内容】子どもが実際に検挙されてから、少年裁判所へ送致される場合とされない場合、また家族がある場合とない場合、どのような監督の下に置かれているのか、そして審判が下された後、「適正診断センター」(Classification Centre)にてどのような適切な処遇が意見され、「青少年更生施設」(リハビリや職業訓練を実施する施設、Social Care Institutions/Hostels)に送られるまでの流れについて話を聞いた。

■ 再訪問：11月12日(水) (午後1時40分～3時半)

社会連帯省にて社会保護部長、適正診断センター長、そして(内務省出向者)更生施設長と面談した。全国に32にあるとされる「青少年更生施設」の殆どは開放されているが(8～15歳向け)、なかには部分的にしか開放されていない施設もある(15歳～向け)。これは少年司法制度により勾留が命じられるも少年院に送られなかった子どもたちの施設である³⁹。また女兒専用の施設は全国で7つあるという(そのうち精神的な障害のある女兒、成人女性、老女のメンタルホスピタルも一院含まれるという)。

カイロ、ドッキ地区の広大な敷地内には複数の建物があり、その1棟の2階には「適正診断センター」が設けられている⁴⁰。ここは先日夕刻にも訪れている。子どもたちは裁判所の判断により、ここで1週間～2週間過ごし、家族構成、家族のいる場所、年齢、IQ等を調べられ、全国の施設へ振り分けられていくという。しかし(後日聞いた話であるが)行き先が決まらず長期間ここで過ごす者もいるという。「適正診断センター」と「更生施設」の間には施設を隔てる壁がなく、自由に入出入り出来る様子でもあった⁴¹。

このドッキ地区の施設に収容される子どもは約300人いると言われるが、判決を受けて送られる者ばかりではない。NGOから送られるストリート・チルドレン、家族から手放された子ども、保護者のいない子ども、または自発的あるいは家族が連れてくる子どもなどが一緒に入所している。その家族にリハビリテーションとして経済的な支援も行っている。子どもの年齢は8歳～21歳。前回訪れた時には、両親を失ったばかりという3歳くらいの子どものもいた。顔に傷のある子どもが多く、特に鋭いナイフで切られたような傷痕のある子どもが多い⁴²。

職業訓練所には、32(プラス1)の全ての施設にて、金属、電気・電子、園芸、木工(家具など)、印刷、皮製品、洋裁、調理などのワークショップ(作業場)がある。製品として市場に出ているのがダンスや机などの家具であるという(エジプトでは囚人が作る家具が成功していると他訪問時に聞いた)。印刷機は活版印刷機のようなドイツ製の古いものであった。金属加工場ではキャンドル

39 エジプトの少年司法制度によれば、①12歳未満の子どもには刑事責任を問わない。②15歳未満の子どもには、勾留以外の選択肢を与え、勾留は最後の手段とされる。③15歳～18歳未満の子どもには、勾留以外の選択肢を与えると刑を命ずるとされる。

40 全体的に施設は清潔とはいえず、シャワー室からは悪臭が漂っていた。施設内にある2つの棟は使用されておらず修復中であるというが、エジプト市内で良く見かける廃墟と化した建物ようだった。

41 これまでの訪問では知らされなかったが、同敷地内には女兒のサーベイランス施設があるという(4年前は少なくともあったらしい)。女兒専用の少年院がないためこのサーベイランス施設に送られる。判決を待つ者もいるという。

42 「青少年更生施設」の実態についてはあまり良く知られていない。しかし様々なバックグラウンドの子どもたちが、しかも小さい子から青年まで一緒に入所していることだけでも、かなりの問題があると考えられる。

立て等が作られていたが製品になるようなものではなかった。3つ、4つの作業場を見学したが、いずれにも5、6人の子どもがいた。子どもは勉強よりも手に職をつける事に興味があるという。施設長によれば、子どもたちを21歳になるまで面倒を見ているが、その後も施設から離れたがらない子どももいて、どうしたらよいか困っているとのことである。

■ 訪問先：National Council for Childhood and Motherhood (NCCM)

■ 日時：10月30日(木) (午後12時～1時)

■ 面談者：Ms. Aziza M Helmy (Senior Advisor and Media Supervisor), Ms Manal Shaheen
(Director of Helpline)

■ JICA・SC側：林伸江、廣中陽子、Ms Mehrinaz El Awady/SCUS

【内容】NCCMは2003年、ストリート・チルドレンの保護に関する国家戦略を掲げ、子どもに関する法律の改正や実施のかじ取りをしている。面談したMs Aziza M. Helmy, Senior Advisor & Medical Supervisor (NCCM)よりあげられた6つのリクエストは以下の通り：①Information Development, ②Capacity Building of NGO, ③Training of Social Workers, ④Enhancing Networking of NGO, ⑤Media Directions and ⑥Helpline。これらはストリート・チルドレンに直接関わる支援ではなく、間接的なものである。また会合の中で、真如苑という宗教法人から障害児や退学した女の子のための支援として五万ドルの寄付を得たと話している。本日の会合には、現在NCCMと共同で事業を行っているUSAIDの職員も加わった。

NGOs, CDA

■ 訪問先：New Fostat Association

■ 日時：10月19日(日) (午後1時～2時半)

■ 面談者：Mrs Henna El Seady (General Manager)

■ SC側：廣中陽子、Ms Radwa El Khady/SCUK, Ms Rana Eman/SCUK, Mr Adel Badr/SCUK

【内容】New Fostat Association：NCCMの調査依頼を受ける27のNGOのひとつでもあり、事務所には常にソーシャル・ワーカーが待機しており、NCCMが資金援助している（日本大使館の支援を受け学校の設備・環境を整えるなどの活動も実施）。NCCM、産業省、複数企業団体、EUと覚書を結び、民間企業の協力を得て、労働する児童に職業訓練を実施した。その結果を受けストリート・チルドレンを対象にした同じような職業訓練及び就職斡旋を検討している。地域のリソースを利用した活動に重点を置いており、ストリート・チルドレン医療保健に関しても地域が解決できる問題であると考えている。

■ 訪問先：Tofulty

■ 日時：10月26日、日曜 (午後12時～3時)

■ 面談者 Ms Seham Ibrahim (Head of Foundation)

■ SC側：廣中陽子、Ms Rania Ahmed/SCUS

【内容】Helwanのトフルティーの移動ユニットが設置されている場所を訪れ、子どもたちの授業風景や遊びの場を見学した。移動ユニットでは子どもたちによる絵画のプレゼンテーションがあった。

その後、トフルティーのビッグイベントでもあったゴミや瓦礫の山を撤去して地域住民に貢献したという場所（道路）を通りストリート・チルドレンの宿泊施設を訪れた。トフルティーの活動については、JOCV 事業や大使館の草の根事業などにより日本でも知られている。日本の学校との手紙などによる交流も継続されている。ストリート・チルドレン分野での長い経験があり様々な経験と知識が備わった団体である。同地域に子どもの施設を建設するという構想についても話を聞いた。

■ 訪問先：Mawa (Community Development Association)

■ 日時：10月27日、月曜（午前11時～12時）

■ 面談者：Mrs Shaima Ezat (General Secretary)

■ SC 側：廣中陽子、Ms Mehrinaz El Awady/SCUS

【内容】El Mawa ではストリート・チルドレンの一時的な収容所としてシェルター、そして遊びや学習の場としてセンターを管理している。時々子どもたちを職業訓練の場所（ワークショップ）へ連れていくなどしている。5人のボードメンバー（うち2人がフルタイム）と複数のソーシャル・ワーカーが働いている。ソーシャル・ワーカーは週3回、夜の9時～朝の4時まで路上に配置され活動を行う。路上では UNICEF と CARITAS の事業の一環として移動ユニットによる医療保健サービスが提供されている。

センターは男の子だけ、9時～5時まで開放、シャワー室を完備。子どもたちが飽きないよう幾つかのアクティビティーを実施し、心理的なケアも行っている。3か月毎に発表会を実施する。子どもたちからは、「どこでこのセンターを知ったのか」、「路上では何をしていたのか」などを聞き出す。3ヶ月後に子どもの家族を訪れ、子どもが一番信頼する家族を割り出す。男の子にしか開放されていない理由は、センターに来る子どもは様々で問題が起きた時に対処できないからだという。センターの近くでは二人の女の子が16歳の子どもにレイプされる事件も起こった。女の子がセンターを訪れた場合は、Hope Village Society などの NGO に照会している。

シェルターは24時間、毎日運営されている。入所の条件は16歳以上で家族の承諾が必要。そして犯罪歴がなく子どもに意思があること。施設開設以前の MoSS との約束により20人以上は受け入れない。シェルターは近所の子どもと路上で困難な状況にある子どものためである。家族から相談を受け付けた NCCM ヘルプラインを通じて連れてこられる子どももいる。シェルターから学校に通う子どももいる。学校によってはストリート・チルドレンを他の子どもたちと一緒にすることができず、こういった問題を避けるため（教育省は）フレンドリー・クラス・プログラムを実施してきている。

El Mawa が活動に取り組むようになった2004年12月、地域の住民からは強い抵抗があったという。少しずつではあるが受け入れられているようでもある。協力を提供する住民をリストにした緊急コンタクトリストもある。5日前に開設されたセンターは民間の会社（EFG Hermmes）による寄付である。近く教育省から施設の視察がありフレンドリー・クラス・プログラムの候補地として検討されるという。

これまでの4年間、100人以上もの子どもを扱ってきたが、そのうち永続的に家族のもとにもどっている子どもは20人だけ。殆どの子どもが一旦は戻るが、再び路上へ出てくる。こういったことが1年、2年続くと家族の再統合は不可能だという。また殆どの子どもが薬物依存症だと聞いた。

■ 訪問先：CEOSS (Coptic Evangelical Organization for Social Services)

■ 日時：10月28日（火曜）（午前10時～11時）

■ 面談者：Ms Suzan Sedke, Children at Risk Project Manager, Mr Medhat Ayad, Development Program Manager

■ SC側：廣中陽子、Ms Iman Labib/SCUS

【内容】CEOSSは1952年に設立され1967年に社会連帯省に登録されたNGOである。カイロの本部の他、7つのフィールド事務所を持つ。人権に基づいた開発支援アプローチを取り、社会的弱者のエンパワーメントを行っている。職員約400人、コンサルタントが約300人登録されている。ストリート・チルドレン支援には昨年10月から本格的に取り組むようになった。現在20人から30人を受け入れるレセプション・センターをカイロの2か所で運営し（開所9時～4時）、様々な内容の活動を実施し、NCCMの資金援助を得ている。民間セクターとの連携も模索している。

ストリート・チルドレン支援には着手し始めたばかりで、当初は地域の理解を得るのが難しかったという。CDAを通じて地域の理解を促し、徐々にではあるが地域の医師が週2回子どもの健康状態を診に来るようになるまでになったという。保健・人口省の協力を得て子どもたちの健康状態（特に感染症やHIV）を調べている。最初は誰でもストリート・チルドレンを恐れたり敬遠したりするが、ストリート・チルドレンとの信頼関係を築くことで少しずつ距離を縮めることができるという。また、スポーツを通じて煙草や麻薬の習慣が改善できるとも聞いた。先日訪れたトフルティーと異なりストリート・チルドレン活動はまだ2年目ではあるが、障害者や社会的弱者を対象にした開発援助の経験からストリート・チルドレンの地域への復帰方法を心得ているようでもある。

しかしそれらの経験を以てしてもストリート・チルドレンを家族へ戻すことの大変さが強調された。家族統合には、ストリート・チルドレンの家族を発見することだけでなく、家族の問題を理解し、和解策を見出し、家族へ戻した後の定期的フォローアップなど労力、時間、資金がかかり過ぎる。経済的な基盤の安定していない家族に対するマイクロ・クレジットのリスクも大きいという。

■ 訪問先：Hope Village Society

■ 日時：10月29日（水）（午前10時半～11時半）

■ 面談者：Dr Abla El Badry (Gen. Manager and Board Member)

■ SC側：廣中陽子、Ms Mehrinaz El Awady/SCUS

【内容】Hope Village Societyは1982年、孤児施設として英国人教師が設立。その後ストリート・チルドレン支援の必要性をいち早く認識し訴え続けてきた。南米の例を参考に90年代カイロに最初の施設を開設。97年には他のNGOに対し資金援助や技術を提供してストリート・チルドレン支援への介入を促した。日本大使館の草の根支援により最初の女児用の施設を開設し、さらには男児用の施設の改善を行った。現在16の施設を所有している（移動ユニットx3、センターx4、短期シェル

ター x3、長期シェルターx6)。約 250 人のストリート・チルドレンが施設で暮らしているという。ボランティア医師による巡回診療もある。(兵役を経て) 22 歳までストリート・チルドレンを保護している。これまでに 35 人余りのストリート・チルドレンを社会へ送り出している。ストリート・チルドレンでも女兒と男児とでは扱い方や保護の仕方が異なる。本日は女兒(母親)の施設を訪ねた。屋上に設置された作業場ではキャンドルを作ったり、機織り機でマットを編んだり、籠を作ったりできる。美容室もある。

■ 再訪問：11 月 3 日(火曜) (午後 12 時半～2 時)

■ 面談者：会津素子、児童福祉専門協力隊員

■ SC 側：廣中陽子

【内容】前回訪れた母親と子ども専用のシェルターとは異なり、ここは 8 歳前後の男児を短期間(6 か月～1 年ほど)面倒見る施設である。住宅街のアパートの二部屋を繋げて使用している。子どもの数は 10 人～15 人。訪れた時にいた子どもの数は 8 人、いずれも両親が養育を放棄したか家族が貧しくて子どもを養うことができないなどの理由でシェルターに入っている。2,3 日路上で過ごした後、家に戻るといった生活を続けていたようだ。8 歳の男児がタバコやドラッグを経験し、犬と一緒に暮らしていたなどと語っていた。また他の子はシェルターに入るまでは母親から読み書きもお祈りも教わらなかったという。この施設には週に 3 回、読み書きの教師が来ている。さらにお祈りの場所としてダイニングと同様の広さの場所が設けられてあった。

■ 訪問先：Caritas

■ 日時：10 月 30 日(木) (午前 9 時～10 時)

■ 面談者：Mr Magdy M Garas (Country Director), Mr Ibrahim Wadea (Street Children Coordinator)

■ SC 側：廣中陽子、Ms Mehrinaz El Awady/SCUS

【内容】Caritas はエジプトで 60 年代より活動を行っており、緊急援助から始まり 20 年ほど前から青少年プログラムを実施し、医療サービス、教育、職業訓練や文化的な活動を行っている。ストリート・チルドレン支援として、デイケア・センター、移動ユニット、シェルターを運営している。NCCM のヘルプラインも管理している。デイケア・センター(レセプション・センター)は地域コミュニティにも開放されており、地域との一体化を目指している。Caritas の活動は子ども、家族、地域をグループ・パートナーとしたものである。またマイクロクレジット事業はこれまで約 100 家族を対象に実施し、返金率は 99%だという。将来はこういった活動経験のある NGO が小さな団体あるいはこれから参入しようとする団体を技術的に支援できるようなネットワークづくりが望ましいと考えているという。

Caritas の職業訓練所では 3 か月に一度ストリート・チルドレンに対して革工房、電気工房、芸術工房、そしてコンピュータ室を開放して 2 日～3 日間の訓練を実施している。芸術工房で制作された作品は心理学者による鑑定も行われている。20 人～30 人を対象に行うそうであるが、これらの人数を確保することに苦慮しているようでもある。しかし、学んだスキルを利用して施設の道具を作ったり、小さいながらも彼らが何かに貢献できる機会も設けられている。

■ 施設訪問日：11月1日（土）（午前11時～12時半）

【内容】 Caritas の施設（デイケア・センター、ワークショップ、トレーニング施設、シェルターそして診療所）はギザの観光地にある。同じ場所で20年以上診療所を開いているため、近所の住民が利用している。それぞれの施設を案内してもらったが、どれも充実していた。地元の主婦らがワークショップでシャツやパジャマを縫い、カーディガンを編んでいた。これらは男児用のシェルターで使用される。このシェルターは他の施設から少し離れた一般住居用のマンションにある。Caritas では3か月に一度、ストリート・チルドレンにアート教室や電気工の研修を実施しているという。さらにストリート・チルドレンがいつでも訪れることができるというワークショップもある。ストリート・チルドレンの想像力あふれる作品が展示されてあった。Caritas では心理学者がこれらの作品を見ながら子どもの精神状態あるいは薬物依存度を把握するという。立地条件、歴史、経験、そして地元との一体化を表しているようだが、まだまだ難しいという。Caritas では昼に作った食事を夜の移動ユニットでストリート・チルドレンに配っている。この移動ユニットには法律専門家、心理学者、医師などが同乗するという。移動ユニットを体験することにした、その結果は以下の通り。

移動ユニット：11月5日（水）（午後7時～8時半）

【内容】 Caritas の移動ユニット（Mobile Unit）による食糧配給に参加した。移動ユニットは前座席（10人分）、後部は医療クリニック（医療ベッド、椅子、薬の棚）。毎晩、その日の昼食に作られた食事（サンドイッチ、卵、パックのジュースなど）をストリート・チルドレンの集まる場所で配っている。今回はその車に数人で乗り込んだ。

場所は毎日変更するようであるが、毎週1回は同じ場所に行くようである。目的地に着くや否や約10人のストリート・チルドレンが集まり、移動ユニットに乗り込んできた。施設に時々やってくる子どもたちのようで、職員とも顔見知りである。まず、職員から塗り絵と色鉛筆を手渡され、各々5分から15分以上かけて作業する。その後職員から違法行為に関する簡単な説明を受け、外で体操をした後食糧を受け取っていた。途中から医師も合流し、子どもたちの健康記録書だろうか、それらを整理したり、ストリート・チルドレンに処方箋を施すなどしていた。

ドナー、国連機関

■ 訪問先：USAID（Stop Violence Against Children）

■ 日時：10月23日（木）（午前10時～12時）

■ 面談者：Mrs Magda Barsom (Team Leader), Mr Ashraf Abdel Monem (Social Services/Reception House Specialist), Mr Mohamed Moheb (Juvenile Justice Legal Consultant)

■ SC 側 廣中陽子、Ms Radwa El Khady/SCUK, Mr Adel Badr/SCUK

【内容】 USAIDでは子どもの虐待防止を目指した事業を実施してきている。ストリート・チルドレンに直接関係する活動を行っているNGOの実態調査も実施した。それによれば（ドロップイン）センターや移動ユニットを使い直接的にストリート・チルドレン支援を行うNGOは14団体あるという。また、NCCMがストリート・チルドレンの数を調べるセンサス（調査）を実施したと聞いた。USAIDではまた、今年の11月から子どもの裁判に関わる全ての者（警察官は除く）を対象にした研修を予

定している。警察に捕まり、施設あるいは家族に戻されるまでの法的処置に関わるソーシャル・ワーカー、検察、裁判官等を対象にしている⁴³。彼らに対しストリート・チルドレンは悪人ではなく社会の犠牲者であることを教え、調書の取り方、判決後のモニタリング方法などを教えることが目的であるという。USAIDでも、ソーシャル・ワーカーに対する研修の必要性が協調された。特に子どもの（精神的ダメージを理解した）心理ケア・アプローチのスキルなどが十分でないという⁴⁴。

■ 再訪問 11月6日（木）（午前10時半～12時）

【内容】ソーシャル・ワーカーについて：エジプトでは、日本の児童福祉士のような資格は定められておらず、専門の学校（Institution）やカイロ大学の文学部や社会学の修了者で福祉活動に従事する者をソーシャル・ワーカーと言う。多くは政府関係機関（学校含む）や民間NGOなどで雇われている。福祉活動というより、自ら社会学者（Sociologist）との認識で働いている場合が多い（心理学、法学、医学の専門家もソーシャル・ワーカーと一纏めにされることもある）。エジプトのソーシャル・ワーカー活動はまだ歴史が浅く、子どもや家族の相談に応じたり、子どもとの信頼関係の構築といったことより、情報やデータ収集活動が優先される。また、子どもに躰を教えたり規則を順守させる仕事に集中する傾向にある。ソーシャル・ワーカーの子どもとの接し方、権利、コミュニケーション・スキルなどが欠けていることはこれまでも指摘されてきている⁴⁵。

■ 訪問先：United Nations Office of Drug and Control（UNODC）

■ 日時：11月13日（木）（午後1時50分～3時）

■ 面談者：Mrs Myrna Bouhabib, Juvenile System Project Coordinator

■ SC側：廣中陽子

【内容】UNODCは2003年より、少年院に入っている子どもを対象にしたリハビリテーションのための職業訓練を行っている。Margと呼ばれる少年院は全国に一つ、カイロにあり、殺人、レイプ、強盗など罪で服役する青年が600～700人いる。（15～21歳、多くは17歳以上）。UNODC職業訓練場（ワークショップ）設備を整え、新機材を供与し、訓練用カリキュラムを作成し、さらに対人関係に必要なスキルを身につけさせる研修に講師と研修生とがインタラクティブな教え方を導入し（例えば教師の話時間を25%に制限するなど）、また、識字教育も実施し、子どもたちが楽しめるような教材を利用した。一定期間（6か月などの）訓練を受け、試験を実施して政府の修了証明書を発行した。また、社会連帯省が事業に併せて新たに雇った講師を教育し、Don Boscoの技術専門学校で研修を受けさせた。現在事業の評価作業を行っているところであるという⁴⁶。

43 裁判官 x 3、社会専門家（Social Expert） x 2、検察官 x 1 で成り立っている（社会専門家の一人は常に女性であることが定められている）。またこの社会専門家は経験や知識の面で他のソーシャル・ワーカーとは異なるとされている。

44 NCCM は現在、社会連帯省の 33 の施設で働くソーシャル・ワーカーを対象に研修を計画している。Arab Council for Childhood の資金援助を受け、計画、実施、管理全てを NCCM が請け負うという。施設に従事するソーシャル・ワーカーの人数を把握し、履歴を入手し、対象者をソーシャル・ワーカーだけに絞るかどうかなどを検討している。

45 ソーシャル・ワーカーには色々な説もある。高等教育を修了した段階の成績により法律家、ビジネス、商売など職業が定められるとも聞く。平均的に教育水準が低い可能性もあるが、なかには優秀な人材もいる。

46 保護観察期間にある子ども又は少年院や「青少年更生施設」出所後の子どものフォローアップを担うソーシャル・ワーカーの仕事は大変重要であると。

添付資料 4 青年海外協力隊 職種リスト

青年海外協力隊の職種は計 8 部門から成り、農林・水産部門、加工部門、保守操作部門、土木建築部門、保健衛生部門、教育文化部門、スポーツ部門、その他、となる。そのうちエジプトでは以下のとおり、4 部門 37 名の隊員が派遣され、そのうちストリート・チルドレン関連の支援に 5 名が活躍している。

表 5 は、2008 年 12 月 1 日の時点でエジプト国に派遣されていた隊員の職種部門及び職種名、人数である。表 6 は、2008 年 9 月 30 日の時点で世界各国に派遣されていた隊員の職種部門及び職種名、人数である。

表 5 : エジプト国派遣隊員 (2008 年 12 月 1 日現在)

職種部門	職種名：人数
農林・水産部門 (計 3 名)	村落開発普及員：2 名、生態調査：1 名
保健衛生部門 (計 4 名)	看護師：1 名、作業療法士：1 名、ソーシャルワーカー：1 名、養護：1 名
教育文化部門 (計 28 名)	コンピュータ技術：2 名、青少年活動：6 名、手工芸：2 名、服飾：2 名、美術：3 名、日本語教師：1 名、幼児教育：12 名
スポーツ部門 (計 2 名)	体育：1 名、柔道：1 名

表 6 各国派遣隊員 (2008 年 9 月 30 日現在)

職種部門	職種名：人数
農林・水産部門 (計 534 名)	食用作物・稲作栽培：9 名、花き栽培：2 名、野菜栽培：66 名、果樹栽培：4 名、病虫害対策：3 名、土壌肥料：7 名、農業土木：6 名、養蜂：1 名、飼料作物：1 名、家畜飼育：24 名、獣医・衛生：12 名、漁業協同組合：1 名、村落開発普及員：353 名、食品加工：2 名、農畜産物加工：3 名、水産物加工：1 名、森林経営：3 名、植林：12 名、水産資源管理：3 名、漁業生産：1 名、養殖：11 名、生態調査：8 名、農業生産技術：1 名
加工部門 (計 30 名)	陶磁器：10 名、竹工芸：1 名、木工：13 名、溶接：4 名、繊維：2 名
保守操作部門 (計 67 名)	工作機械：3 名、冷凍機器・空調：1 名、電気・電子機器：7 名、電気・電子設備：3 名、放送技術設備：3 名、建設機械：1 名、船舶機関：1 名、自動車整備：48 名
土木建築部門	土木：19 名、上下水道：3 名、水資源開発：3 名、測量：6 名、都市計

(計 55 名)	画：2 名、建築：22 名
保健衛生部門 (計 624 名)	歯科衛生士：1 名、歯科技工士：1 名、看護師：124 名、保健師：39 名、助産師：56 名、臨床検査技師：8 名、診療放射線技師：4 名、薬剤師：7 名、鍼灸マッサージ師：8 名、言語聴覚士：8 名、作業療法士：40 名、理学療法士：57 名、ソーシャルワーカー：25 名、養護：64 名、義肢装具士・製作：4 名、栄養士：34 名、公衆衛生：8 名、水質検査：5 名、感染症対策：41 名、エイズ対策：84 名、衛生工学：3 名、医療機器：3 名
教育文化部門 (計 1,255 名)	経済・市場調査：11 名、統計：9 名、デザイン：10 名、社会学・文化人類学：1 名、科学：3 名、考古学：1 名、文化財保護：3 名、司書・学芸員：7 名、コンピュータ技術：102 名、PC インストラクター：61 名、青少年活動：166 名、プログラムオフィサー：16 名、環境教育：84 名、観光業：21 名、写真：1 名、映像：3 名、放送：2 名、視聴覚教育：5 名、美容師：2 名、家政：30 名、手工芸：27 名、料理：11 名、服飾：23 名、音楽：29 名、バレエ：3 名、美術：21 名、品質管理：1 名、珠算：5 名、日本語教師：127 名、理数科教師：199 名、小学校教諭：183 名、技術科教師：1 名、幼児教育：87 名
スポーツ部門 (計 180 名)	体育：87 名、エアロビクス：3 名、陸上競技：3 名、体操競技：3 名、新体操：1 名、水泳：7 名、テニス：5 名、卓球：5 名、バレーボール：17 名、バスケットボール：5 名、ソフトボール：1 名、野球：10 名、ハンドボール：2 名、サッカー：5 名、柔道：14 名、空手道：8 名、合気道：2 名、剣道：2 名
その他 (計 10 名)	行政サービス：10 名

添付資料5 事業簡略版

添付資料5-1 PDM簡略版①

事業1: ストリート・チルドレンの日常生活支援のための直接ケアの充実

関係省庁: NCCM

おもなターゲットグループ: NGO施設や、路上生活を続ける子ども、支援団体の職員等

プロジェクトの要約	指標
<p>プロジェクト目標 多くのストリート・チルドレンが施設や福祉サービスを利用できるようになり、それら支援プログラムの質が向上する</p>	<p>施設で暮らす子どもの増加、アウトリーチにより支援を受ける子どもの増加、施設プログラムの改善</p>
<p>アウトプット 1. NGOのストリートチルドレン保護策の推進・充実化を図ることにより、より多くの子どもたちが適切な保護を受け暮らしの質を改善できる</p>	<p>1. 申請NGO等により各事業ごとに設定された目標の達成度。事業により得られた分析や提言の内容</p>
<p>活動 1-1. 子ども福祉に関する現地の行政機関やNGOから、ストリートチルドレン施設改善やアウトリーチ活動に関する事業申請の受付 1-2. 申請書の審査 1-3. 良質事業への資金協力 1-4. 協力先の各事業モニタリングと評価 1-5. 成功事業事例の共有と提言</p>	<p>投入</p> <p>[日本側]</p> <p>人材 長期専門家 業務調整員または、アドバイザー</p> <p>機材 (提案内容の審査次第だが、想定されるもの) 子ども収容・育成施設の建設・修繕 アウトリーチ活動用車両 教育用機材</p> <p>[現地側]</p> <p>(提案内容の審査次第だが、想定されるもの)</p> <p>人材 子ども指導員、ソーシャルワーカー 施設職員へのトレーナー</p> <p>現地活動費 衣服、食糧等生活維持費 子どもの教育教材 アウトリーチの医療活動、啓蒙活動費 スタッフへの研修、資料費 モニタリング・評価活動費 施設維持運営費</p>

事業2: 地域行政主導によるハイリスク家庭と子どもへのネットワークの充実

関係省庁: NCCM、およびヘルプライン連携省庁

おもなターゲットグループ: 電話相談者(ストリート・チルドレン、ハイリスク家庭)、ヘルプラインNGO、地方行政

プロジェクトの要約	指標
<p>プロジェクト目標 相談・支援連絡網の開拓と活性化により、ハイリスク家庭の支援と路上生活児童の保護が迅速に行われる。</p>	<p>ヘルプラインを通じて問題解決・緩和に至った相談案件数の増加、相談者の満足度</p>
<p>アウトプット</p> <ol style="list-style-type: none"> ヘルプラインによる適切な対処のためのガイドラインおよび支援マテリアルが作成される 行政による支援策や受け入れ態勢が開拓、周知される ヘルプラインと行政によりハイリスク家庭や路上生活児童のニーズに合致した支援が提供される ヘルプライン参加NGOと行政との連携&向上メカニズムができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 新たなガイドラインの作成、ヘルプライン内での周知利用度合、窓口での相談対応の 公共施設や役所による支援サービスの質と利用件数、行政サービスを含むガイドライ 電話相談により問題解決された件数、解決の方法、相談者の満足度 合同研修や連携会議の定期化、参加メンバーの人数。協議されるアジェンダの質の変
<p>活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1-1. ヘルプラインの実態調査 1-2. ヘルプラインのガイドライン策定 1-3. 窓口職員への対応指導研修 2-1. 日本の子ども支援地域行政を訪日視察・研究 2-2. エジプトで利用可能な行政支援リソース開拓と要 2-3. 行政サービス情報を含むガイドライン更新とパンフなどツール作成 3-1. ハイリスク家庭への支援サービスの提供 3-2. ヘルプライン相談後の対応状況の追跡調査 3-3. 対応状況のデータ蓄積と分析 3-4. 子どもからの声のフィードバック収集と分析 4-1. 合同の事例研究の実施、相互活動訪問 4-2. 情報共有および周知のためのリスト、印刷物等作 4-3. 家族再会データベース、情報共有サイト等の構 	<p>投入</p> <p>[日本側] 人材 長期専門家 児童福祉専門家 業務調整員 短期専門家 訪日研修調整員 児童福祉士、カウンセリング・トレー 現地研修ファシリテーター IT専門家 (JOCV) アラビア語通訳</p> <p>[現地側] 人材 NCCMストリートチルドレン支援担当者 ヘルプラインNGO責任者、窓口担当者 ヘルプライン参加省庁関係者</p> <p>施設・機材 支援ユニット用の活動スペース (NCCM内) 事務机イス、通信機材、IT機器</p> <p>活動費 訪日視察研修費、訪日旅費滞在費 各種研修会、交流会 ガイドライン作成費 広報費、支援ツール製作費 モニタリング費 交通費</p>

事業3: 予防・保護・再出発のための具体的支援計画策定のための調査事業

関係省庁: NCCM、MoSS

おもなターゲットグループ: ストリートチルドレン、施設運営・ヘルプライン参加NGO、親および地域社会

プロジェクトの要約	指標
<p>プロジェクト目標</p> <p>ストリートチルドレンの実態や原因、リソースを調べ、支援のための取組の強化と地域支援策立案につなげる</p>	<p>1. ニーズ・ギャップと改善点が明確化し、各団体や地域の支援計画や事業改善に反映 2. 活動重点強化方針を含む、今後の支援活動計画策定とリソース発掘</p>
<p>アウトプット</p> <p>1. 子どもたちの支援ニーズと現在の支援状況が把握される 2. 子どもが路上生活に至る原因、彼らが必要としているニーズが理解される 3. 支援を必要としている困窮世帯の実情とニーズが把握される 4. 地域住民の問題意識が把握される 5. 地域における支援リソースが把握される</p>	<p>1～4. 各種調査の実施・完了、具体的施策の形成と提案 5. 支援リソースマップが作成される</p>
<p>活動</p> <p>1-1. 聞き取り調査の設計 1-2. 調査員の研修 1-3. NGO施設職員への聞き取り調査 1-4. ヘルプライン相談事例の収集分析 1-5. 提言をまとめる</p> <p>2-1. ストリートチルドレン調査の設計 2-2. 調査員の研修 2-3. 子どもへの聞き取り調査 2-4. 調査結果の分析、提言のとりまとめ</p> <p>3-1. 困窮世帯に対する調査の設計 3-2. 調査員の研修 3-3. 世帯への聞き取り調査 3-4. 調査結果の分析、世帯への支援の提言</p> <p>4-1. 事業5実施のコミュニティとの話し合い 4-2. 啓蒙活動およびチームづくり 4-3. 調査のためのワークショップ 4-4. コミュニティに対する聞き取り調査 4-5. フォーカス・グループ調査 4-6. 調査結果の分析と支援活動の提言 4-7. 支援リソースマップを作成する</p>	<p>投入</p> <p>[日本側] 人材 長期専門家 社会調査専門家 児童福祉福祉専門家 業務調整員 調査実施調整担当</p> <p>機材 調査結果集計解析のためのIT機材 データ分析ソフト</p> <p>[現地側] 人材 調査員、集計員 コミュニティ・モービライザー コミュニティ研修ファシリテーター 業務調整、実施要員</p> <p>現地活動費 各種研修費 調査票作成費 各種調査実施費 ミーティング会場費 報告書執筆・作成費 交通費(移動費)</p>

事業4: ストリートチルドレンへの自立支援としての職業訓練強化支援事業

関係省庁: NCCM、MoSS、労働省

おもなターゲットグループ: 就業年齢のストリートチルドレン、青少年更生施設の収容児童

プロジェクトの要約	指標
<p>プロジェクト目標</p> <p>子どもたちが働くに必要な技能を身につけ、自立し自活できる状況を生み出す</p>	<p>指標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職業訓練を完了した子どもの数の増加 2. 就職率の増加と継続して就業している子ども率の増加
<p>アウトプット</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現地雇用状況が把握される 2. 雇用支援ニーズが把握される 3. 既存の職業訓練の内容の強化および周知 4. 識字教育が提供される 5. 見習雇用先が開拓される 6. マイクロレジット事業が実施される 7. 職業・労働相談が実施される 8. 働く子どもたちのネットワークが形成 9. 子どもたちの職場でのモニタリングの実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雇用状況調査の完成 2. 雇用支援ニーズ調査、提言報告の作成 3. 新職業訓練カリキュラムの作成、広報活動 4. 識字教育を受ける子どもたちの数の増加 5. 新規雇用先の数の増加 6. 原資供与され、成功した事業の割合 7. 相談件数の増加、解決件数の増加 8. 子どもたちのネットワークの形成 9. 職場のモニタリング件数の増加
<p>活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1-1. 雇用調査の設計、調査員の研修 1-2. 雇用調査の実施 1-3. データ分析、提言のとりまとめ 2-1. ニーズ調査の設計、調査員の研修 2-2. ニーズ調査の実施 2-3. データの分析、提言のとりまとめ 3-1. 職業訓練見直し検討会を設置 3-2. 調査結果をもとに、既存訓練の見直し 3-3. 新たな訓練カリキュラムの作成 3-4. 講師の雇い入れ、授業の準備 3-5. 職業訓練機会周知のための広報活動 4-1. 既存教育実施機関との話し合い 4-2. 識字教育を職業訓練カリキュラムに加える 4-3. 講師の確保、授業の準備 4-4. 子どもたちの登録、識字教育の実施 5-1. 就職可能性のある雇用先のリストアップ 5-2. 雇用先候補とのコンタクト 5-3. 雇用先候補に対する説明会 5-4. 雇用者データベース構築と就職先の斡旋 6-1. マイクロレジット事業の実施 (但し、ニーズが見いだされた場合) 7-1. カウンセラーの研修を行う 7-2. 相談窓口の設置 7-3. 相談内容のモニタリング 8-1. 子どもたちへのネットワーク作り説明会 8-2. 子ども向けワークショップを開く 8-3. ネットワークを形成、活動の開始 9-1. 調査員の研修 9-2. 定期的な状況調査の実施 9-3. 問題があるケースの報告とフォローアップ 	<p>投入</p> <p>[日本側]</p> <p>人材</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期専門家 <ul style="list-style-type: none"> 労働問題（職業訓練）専門家 児童福祉専門家 各種職業訓練講師（必要に応じ） 業務調整 短期専門家 <ul style="list-style-type: none"> 社会調査専門家 <p>機材</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査集計・分析のためのIT機器 雇用者データベース構築用のIT機器 職業訓練のために必要な機器 <p>[現地側]</p> <p>人材</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査員、集計員 講師（各種職業訓練、必要に応じ） 講師（識字教育） コミュニケーション専門家 業務調整、実施要員 <p>現地活動費</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修、説明会、ワークショップ費 調査実施費 調査票費 調査報告書作成費 広報費 データベース構築費 モニタリング費 交通費（移動費）

事業5: ストリートチルドレン予防活動としての地域支援と啓蒙事業

関係省庁: NCCM、教育省、MoSS

おもなターゲットグループ: 「カイロ子ども支援センター」近隣地区の家庭、学校、コミュニティ構成員

プロジェクトの要約	指標
<p>プロジェクト目標</p> <p>子どもの安心感を高め、ストリートチルドレン予防のためのコミュニティの能力強化を図る</p>	<p>1. 子どもの家庭やコミュニティへの帰属意識、安心感の高まり</p> <p>2. ストリート化する子どもの数の減少</p>
<p>アウトプット</p> <p>1. 働く世帯へ保育サービスが提供される</p> <p>2. 子どもの居場所が確保される</p> <p>3. ヘルプラインが周知される</p> <p>4. 相談サービスの提供と啓蒙活動の実施</p> <p>5. 子育てサポーターが育成される</p> <p>6. 教師および生徒向け研修が実施される</p> <p>7. ヘルプライン、相談体制が充実する</p> <p>8. ストリートチルドレン、非行少年に対する啓蒙活動が実施される</p> <p>9. 地域イベントが実施される</p> <p>10. コミュニティ・サポーターが育成される</p>	<p>1. 保育サービスを受ける世帯の数の増加</p> <p>2. 家庭、学校以外の居場所の有無</p> <p>3. ヘルプラインを知っている親の数の増加</p> <p>4. 相談サービス提供と啓蒙活動実施数の増加</p> <p>5. 子育てサポーターの確保と数の増加</p> <p>6. 研修を受けた教師、生徒の数</p> <p>7. ヘルプライン使用数、相談数の増加</p> <p>8. コミュニティにおける啓蒙活動数</p> <p>9. 地域イベント参加者数</p> <p>10. コミュニティ・サポーターの数</p>
<p>活動</p> <p>1-1. 保育サービスの提供の方法を検討する</p> <p>1-2. 保育士研修を実施、サービス提供の開始</p> <p>2-1. 活動参加希望の子どもを募る</p> <p>2-2. 活動内容を子どもらと検討実施</p> <p>2-3. 図書スペースを作る</p> <p>3-1. ヘルプラインの広報資料を作成</p> <p>3-2. 広報活動を実施する</p> <p>4-1. 相談マニュアル、啓発資料の作成</p> <p>4-2. カウンセリング研修の実施</p> <p>4-3. 相談サービス、啓発活動を開始</p> <p>5-1. 子育て問題についての集まりを持つ</p> <p>5-2. 子育てサポーター登録の呼びかけ</p> <p>5-3. ワークショップの実施</p> <p>5-4. 活動の開始</p> <p>6-1. 研修教材の作成</p> <p>6-2. 教師向け研修の実施</p> <p>6-3. 生徒によるライフスキル普及活動の実施</p> <p>7-1. ヘルプラインの内容拡充とマニュアル改訂</p> <p>7-2. 学校における相談員の設置と研修</p> <p>7-3. 相談活動の開始</p> <p>8-1. 啓蒙カリキュラム、教材の作成</p> <p>8-2. 啓蒙資料の配布と活動の実施</p> <p>9-1. 地域イベント実施委員会を設置する</p> <p>9-2. 子どもとコミュニティ主体のイベント実施</p> <p>10-1. 上記活動を通じ、サポーターを募集</p> <p>10-2. コミュニティ・サポーターの研修</p> <p>10-3. サポート活動の開始と継続</p>	<p>投入</p> <p>[日本側]</p> <p>人材</p> <p>長期専門家</p> <p>地域福祉専門家（児童福祉専門家）</p> <p>コミュニケーション専門家</p> <p>業務調整員</p> <p>機材</p> <p>図書スペース関係備品</p> <p>保育スペース関係備品</p> <p>[現地側]</p> <p>人材</p> <p>カウンセラー（ソーシャルワーカー）</p> <p>コミュニティ・モービライザー</p> <p>保育士</p> <p>青少年活動ファシリテーター</p> <p>育児、体罰防止など、研修講師</p> <p>業務調整、実施要員</p> <p>現地活動費</p> <p>子どもの活動費（スポーツ、児童クラブ等）</p> <p>子どもサポーター活動費</p> <p>コミュニティ・サポーター活動費</p> <p>各種研修、ワークショップ費</p> <p>保育サービス支援費</p> <p>図書活動支援費</p> <p>各種啓蒙活動、広報費</p> <p>地域イベント準備、開催費</p> <p>交通費（移動費）</p>

添付資料6 日本の子ども福祉行政の概要

1. 子ども家庭支援センターの役割

日本では、児童福祉を扱う公的機関や各種施設は児童福祉法に則り、区市町村業務の一環として、虐待の未然防止や要保護児童の早期発見、家庭への相談・サービスを行っている。そうした児童福祉に関する調査や相談、指導を行う所管組織として、東京都では「子ども家庭支援センター」が存在する。同センターは平成17年、44区市町村51か所に設置され、児童虐待の予防と早期発見、見守り機能を付加した先駆的センターはそのうち21か所にのぼる。センターの基本的な役割は以下となる。

- すべての子どもと家庭を対象にする
- 子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じる
- 子どもと家庭の問題へ適切に対応する
- 地域の子育て支援活動を推進する
- 子どもと家庭支援のネットワークをつくる

2. センターを中心としたネットワーク構築： 児童相談所との連携

子ども家庭支援センターは、急増・多様化している児童相談に対して、区市町村に要保護児童対策地域協議会を設置したり、福祉・保健・医療・教育・司法の関係機関と情報の共有化を図ったり、地域が一体となる連携体制強化とネットワーク構築を図っている。センターの活動内容は、子どもと家庭に関する相談の対応や在宅サービスの提供など多岐に渡るが、保健所・保健センターや児童館などが、さまざまな相談に応じている。また、センターでは対応が困難な専門的な知識や技術が必要な場合は、児童相談所がその後方支援を行い、センターと役割分担・連携を行っている。児童相談所は、18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の人々が誰でも利用し助言を受けることができる。そうした相談・サービスには、児童福祉士（ソーシャルワーカー）や児童心理士、医師などの専門職員があたっている。緊急の保護を要する場合や家庭の事情によっては、子どもの一時保護や養育家庭の紹介、地域のニーズに応じた子育て支援サービスの提供も行う。相談可能な事柄としては以下が挙げられる。

- 保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で子どもが家庭で生活できなくなったとき。
- 虐待など子どもの人権にかかわる問題があるとき。
- わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、チック等の習癖、夜尿などで心配なとき。
- 知的発達の遅れ、肢体不自由、ことばの遅れ、虚弱、自閉傾向があるとき。
- 家出、盗み、乱暴、性的いたずら、薬物の習慣などがあるとき。
- 里親として家庭で子どもを育てたいとき。

3. 寄せられる相談内容の実態

子ども家庭センターと連携する児童相談所に寄せられた主な非行相談⁴⁷は家出外泊（43.3%）と盗み（40%）がその大部分を占める。次いで、粗暴（22.5%）、不良交友（18%）、性的非行（11.2%）、金品持ち出し（11.2%）と続く（複数回答）。対象となる子どもは中学生が7割であり、小学1年から中学2年まで学年が高くなるとともに相談数が増加している。また、2004年度には児童虐待に関する虐待相談は3026件あったと報告されている。

4. 子ども家庭支援相談員に求められる基本姿勢

センターが相談に対応をする際、相談相手との信頼関係を築いていくことが肝要となる。相談員はガイダンス的な対応やカウンセリング的な対応が求められ、面接の基本は「傾聴」「共感的理解」「支持」「助言」が挙げられ、電話や面接を通じて「相手の話にしっかり耳を傾け、誠実に聞く」姿勢が求められる。介入的な面接の場合、相談員は保護者などの相手の立場に立って問題を理解し、共感的理解を示しながら、「なぜ」その方法をとる必要があるのかを、さまざまな根拠を示し、理解を促し、粘り強く交渉し、説得しなければならない。また、相談員は、相談を受け止め、問題の本質を見極め、問題解決のために社会資源の活用と提供を行い、緊急対応が必要な場合には的確に判断をしなければならない。

5. 本件調査による提案事業に利用しうる有益・参考事項

子ども家庭支援センターはその役割や運営方法を記したガイドライン⁴⁸を有している。そのガイドラインは、日本国内の要家庭支援のアセスメント方法やケースマネジメントの実践面、虐待判断・児童相談所への送致、各機関のネットワーク構築・連携のあり方なども網羅している。こうした日本の施策や実践例は、エ国の既存ヘルプラインが、ハイリスク家庭からの相談を受けその情報をより効率的に集約し、各地域の支援組織と共有し問題に対応する機能を改善していくうえで有益な情報だと考える。また、エ国の子ども支援ネットワークの拡張を推進するうえでも、エ国のヘルプラインに関与する省庁や公共施設関係者が訪日しセンター視察・研究を行うことは、エ国の各行政機関やNGOの役割分担を明確にして連携を強化する際の学びの機会ともなり得る。そうした視察・研究を通じて、同メンバーが自国の要支援家庭や要保護児童への関わり方、そして実践的な子育て支援のあり方について知識をより深めることも期待できる。

参考資料

子ども家庭支援センターガイドライン（平成17年3月）東京都福祉保健局少子社会対策部

東京都福祉保健局 東京都児童相談所センター・児童相談所のウェブサイト

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen/annai/jido_sodan/index.html)

⁴⁷ 東京都福祉保健局「東京都の児童相談所における非行相談と児童自立支援施設の現状」2005年3月刊による。

⁴⁸ 「子ども家庭支援センターガイドライン」は2005年に東京都福祉保健局少子社会対策部により発行された。作成にあたっては、「子ども家庭支援センターガイドライン作成委員会」が設けられ、杉並児童相談所長らを座長とし、都内各地の子ども家庭支援センター職員や児童福祉司など約20名で構成される。監修は明治学院大学の松原康雄教授。

添付資料7 ストリートチルドレン支援に関連する日本の機関および団体

機関・団体名	エジプト案件との関連性・参考事項、URL
公的福祉行政機関	
<p>児童自立支援施設</p> <p>(国と都道府県、政令指定都市による管轄)</p>	<p>犯罪・非行を行った児童、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行なって自立を支援する児童福祉施設である。児童は、寮舎（小舎夫婦制）で一組の夫婦の職員と一緒に生活をし擬似的な家庭生活を営みながら生活指導を受ける。行動観察やカウンセリングなどの心理学的・精神医学的検査を受けることができるほか、生活指導（個別的・集団的指導）や学科指導（小・中学校の教科指導）、作業指導（農業、木工）、クラブ活動（テニス、卓球、音楽、工作、園芸等）を受けることができる。退所後の児童にたいしても必要な相談や援助を行なう。エジプトストリートチルドレン案件の直接的な研修受け皿ではないが、更生施設の取り組み例として参考とできる。</p> <p>http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/syoushi/hikou/0/index.html</p>
<p>少年友の会</p> <p>(司法書士法人リーガルシップ)</p>	<p>非行によりつまづいた少年少女の立ち直り・家庭支援を目指すボランティア活動。法や行政の役割に地域社会が関与する更生支援モデルとして参考となりうる。少年審判を受けるにあたって、対象となる少年少女が付添人（弁護士や家族、ボランティア等）を選任することができる。身柄拘束後、少年少女が社会と断絶することを回避するため、少年少女と学校・職場との環境を調整したり、被害者や地域住民との関係を調整したり、保護者との関係を調整したり、身体拘束時におけるメンタルケアをしたり、少年少女が一定期間裁判所の指導の基に一般の事業所に住み込みで働きながら更生を図るための補導委託先や保護者を確保したりする。また、正しい社会観念と他人への優しさを培うために、少年少女たちとともに社会福祉施設を訪問したり清掃活動を行う社会奉仕活動を実施している。就職等を望む少年少女には、必要な就職情報を提供したり、相談にのったり、同行するなどの援助活動も行っている。</p> <p>http://www.legalship.com/syounen.html</p>
<p>独立行政法人国立青少年教育振興機構</p>	<p>青少年に対し教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会を提供するとともに、研修支援、青少年教育に関する調査研究、青少年団体・施設等の連絡・協力、青少年団体への助成を行う。体験活動に関しては3つのモデル事業の開発を行っており、①「勤労観・職業観を育成する事業」として、青少年が就業し、社会の一員として自立した生活ができるように青少年の勤労観・職業観を考えるきっかけとなる事業を実施するほか、②「次代を担うリーダーを育成する事業」として、様々な体験活動を通して、社会参画や課題解決能力など、次代を担うリーダーに必要な資質・能力の向上をねらいとした事業、③「特定の状況にある青少年への支援を行う事業」として、不登校やひきこもりがちであったり、障害を</p>

	<p>持っているなど様々な事情で特別な支援を必要としている青少年が社会的に自立できるようなきっかけをつかむ場を提供している。研修支援に関しては、青少年教育指導者に求められる共通の知識・技術である『企画力』『指導力』『運営力』について体系的に向上を図る研修を全国規模で実施している。①「基本研修」としては、新任等の青少年教育指導者を対象に事業企画や指導・運営に必要な基本的知識・技術を習得させ、②「専門研修」としては、青少年教育指導者としての経験を有する者を対象に専門的な知識・技術の一層の向上を図る研修を実施している。</p> <p>http://www.niye.go.jp/</p>
研究機関	
日本子ども家庭総合研究所	<p>母子保健と子ども家庭福祉のための研究所。調査研究、情報提供、相談、研修機能あり。国内問題が主だが、「海外の子ども家庭施策」に関する研究もあり。研究内容は、少子社会における母子保健にかかわる諸問題についてが主であり、以下の母子の健康教育に関する課題が研究されている。地域保健のあり方に関する研究エジプトの案件に関連した研修講師人材が提供できるか否かは不明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化の背景とその影響に関する母性保健学的研究 ・子どもの発育・発達に関する小児保健学的研究 ・少子社会における子どもの健康づくりに関する研究 ・乳幼児健診および保健指導に関する研究 ・母子栄養に関する研究 <p>http://www.aiiku.or.jp/</p>
早稲田大学総合健康教育センター	<p>救急時の対応をはじめとして、学生に定期健康診断や定健後の指導に重点を置き、内科、外科、整形外科、循環器、消化器、婦人科の他、精神科の専門医を配し、心身の色々な健康について気安く相談に乗り、また適切に専門医療機関への紹介を行っている。教育臨床論として「学校社会とカウンセリング」を得意とする。エジプト案件においても学校がストリート・チルドレン支援に果たす役割が期待されているため、彼の専門・経験から示唆助言を得ることができるかもしれない。</p> <p>http://www.waseda.jp/kenkou/center/HSC/</p>
司法関連	
くれたけ法律事務所	<p>子どもの権利に関する活動や、公益的な活動にも力を入れている。子どもの人権に関する弁護士会にも多く関与しているため、法改正に関する助言や指導を仰げる可能性あり。</p> <p>http://www.kuretakelaw.com/</p>
コンサルティング企業	
アイ・シー・ネット株式会社	<p>国内外の援助機関による国際協力プロジェクトを通して、開発途上国の発展につながるサービスを提供する団体。特に、草の根レベルからの能力強化、住民組織化、持続的な環境保全を中心に据えた人間・社会開発を得意としている。事業案内は、コンサルティング事業を中心にしつつ、研修事業、ネットワーク事業といった多様な事業を組み合わせながら国際協力事業に携わっている。</p>

	http://www.icnet.co.jp/jp/index.html
株式会社国際開発アシエイツ	ケニアにて JICA 開発パートナーを利用したストリート・チルドレン支援事業の実績あり。具体的な活動は、先ず子ども達との接触から始まり、毎日のサッカーの練習、週 2 のスカウト訓練、週 1 の音楽教室、毎日の識字教室、集団医療、週 2 の給食と検診などを主に実施する。ストリート・チルドレンの親たちには、お金を稼ぐことを薦め、縫製、美容師、パン焼き、手工芸等のいろいろな職業を見せ、自分に出来るような職業を選ばせ、その訓練支援を実施した。 http://www.idea-jpn.co.jp/report_r.htm
財団法人国際開発センター	開発・国際協力分野専門の総合的なシンクタンクとして 1971 年に創立された。以来、国際協力の「質」の向上を目指して活発に事業を展開している。主な事業内容は、調査事業、人材養成事業、社会貢献推進事業、自主研究事業、国際交流事業などである。シエラレオネで元少年兵の社会復帰支援事業の実績あり。 http://www.idcj.or.jp/
NGO	
特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン (PWJ)	PWJ はイラク北部やスマトラ島沖地震の被災地をはじめ、世界 16 カ国・地域で支援活動を実施している団体。イラク、アフガニスタン、モンゴル、東ティモール、リベリア、スーダン等の国・地域で活動を続けている。地震などの大災害の被災地や紛争地においては、水や食糧、緊急援助物資の配布などをはじめとする緊急人道支援を行い、災害や紛争から時間が経過した地域では、人びとの自立をめざし、復興・開発のための支援を行っている。モンゴルでは、ストリート・チルドレン支援の実績があり、現在は貧困や家庭の事情のために保護者のもとで暮らすことができない子どもたちの支援を続けている。2006 年までは首都ウランバートルで児童保護施設「ホットマイル」を運営し、ホットマイル運営終了後も「ベルビスト・ケアセンター」(VCC) を通じて、VCC に子どもたちの生活や教育を支えている。 http://www.peace-winds.org/jp/act/mongolia.html
特定非営利活動法人かもものはしプロジェクト	カンボジアで強制的な商業的性的搾取を防止する活動を実施している団体。2004 年より、孤児院に保護された子ども (元ストリート・チルドレンや貧困家庭の子ども達) を対象に、PC スクールをプノンペンにて実施。孤児院を卒業した後、就職して子どもたちが経済的に自立を目指すことを目的としている。パソコンの基本スキルである、ワード・エクセル、さらには、カンボジアの就職に有利な PC スキル (グラフィックデザインなど) を厳選しカリキュラムに組み込み、また、インターネットの可能性のみならず、危険性に関する講義も行っている。 http://www.kamonohashi-project.net/index.php
特定非営利活動法人シャプラニール=市民による海外協	南アジアの貧しい人々の生活上の問題解決に向けた活動を現地と日本国内で行っている。バングラデシュとネパール、インドにおいて現地 NGO と協力した支援活動を実施している。2000 年からは、バングラデシュの都市問題深刻化を受けて、ストリート・チルドレンの支援も始めており、ストリート・チルドレンのための青空学級やドロップ・イン・センター支援を実施している。

力の会	http://www.shaplaneer.org/activity/bangladesh/street_children.htm
特定非営利 活動法人 国境なき子 どもたち (KnK)	<p>KnKは開発途上にある国々のストリート・チルドレンなど路上生活を送る青少年や恵まれない子どもたち、孤児、虐待の被害に遭っている子どもなどを支援する非営利団体。日本と諸外国の子どもたちがお互いの理解を深め、友情を育み、共に成長していくことを目的に1997年より活動を行っている。2000年にはNPO法人格を取得し、アジアの国々で活動を展開している。KnKの支援対象者は、ストリート・チルドレン、人身売買の被害に遭った子ども、法に抵触した青少年、貧困家庭に生まれ育った子ども、労働に従事させられている子ども、虐待の被害に遭っている子ども、大規模な自然災害の被害に遭った子ども、などである。彼らが社会の一員として認められ一市民としての社会参加ができるように、デイケア・センターの実施などの支援を行っている。</p> <p>http://www.knk.or.jp/</p>
特定非営利 活動法人国 境なき医師 団日本 (MSF)	<p>MSFのチームは毎日デイ・センターを開放してストリート・チルドレンに一時的な休息の場を提供している。チームの目的は、彼らを社会復帰させるのに強制的な方法をとる必要はないということを社会に示すことである。MSFの信念は、ストリート・チルドレンは十分な選択肢と支援があれば正しい選択ができるというものである。活動は2つの要素から成り、ひとつは、MSFのスタッフが駅や廃屋や放棄された荒地など、ストリート・チルドレンが集まる場所に毎日出向くアウトリーチ活動。もうひとつは、デイ・センターの運営である。子どもが毎日午後を訪れることができるこの施設では、一連の活動を通じて心理ケアを行っている。個人およびグループ・カウンセリングでは、両タイプのカウンセリングを通じて、心理療法士が子どもたちのバックグラウンドや過去の精神的外傷についてより深い分析を行っている。アウトリーチ活動とデイ・センターの共通の目的は、こうした子どもたちに本当の意味で「市民」になる機会を提供することであり、彼らが自分の権利を得るために必要な書類の入手を支援し、医療・社会機関への書類の提出を手伝い、自分が何者であり何になりたいのかを考える手助けをしている。</p> <p>http://www.msf.or.jp/news/2005/12/643.php</p>
財団法人国 際開発救援 財団 (FIDR)	<p>FIDRは、1990年に故飯島藤十郎氏（山崎製パン株式会社創業者）の寄付を主な基本財産として発足した民間の国際協力団体である。現在は、子どもの未来を育む「チャイルド・ケア」と「日本企業と日本人による国際協力の推進」をミッションに掲げ、カンボジア、ベトナム、スリランカ、日本で活動中。カンボジア少女保護自立支援（2008～2010年）として、人身売買被害者である少女たちを保護・ケアし、職業訓練を行い、社会復帰を支援することで、安全で自立的な生活ができるように支援している。</p> <p>http://www.fidr.or.jp/activity/cambodia/06.html</p>

<p>特定非営利 活動法人ワ ールド・ビ ジョン・ジ ャパン (WVJ)</p>	<p>WVJは、貧困、飢餓、災害、戦禍などで苦しんだり抑圧されている人々が、明日を夢見て、希望で胸をふくらませることができる社会の実現を目指し、1987年10月に設立。キリスト教精神に基づいた国際NGOとして、開発援助、緊急援助、アドボカシー活動を行っている。4万人以上のチャイルド・スポンサーの支援や600人以上のボランティアの支援活動、募金者、企業・団体からの支援、また国際機関や他NGOとの連携によって活動を行っている。モンゴルではストリート・チルドレン救済センター事業を実施。大切な成長期に心身ともに不安定な生活にあった子どもたちを保護し、また自立の支援を行った。</p> <p>http://www.worldvision.jp/material/jidou.html?banner_id=google09cam</p>
<p>NPO法人CAP センター・ JAPAN</p>	<p>日本の子どもを対象に、子どもワークショップや中学生暴力防止プログラムを実施するほか、施設職員、学校教職員、および保護者対象としたワークショップを実施している。指導員や保育士の他にも心理士や調理員など可能な限りの職員に加えて、実習生やボランティアも参加可能。CAPプログラムの内容や構成には3つの柱があり、(1)子どもの権利（安心・自信・自由の人権概念）、(2)エンパワメント（子どもの問題解決力への信頼と働きかけ）、(3)コミュニティ（家庭・学校・地域をつなぐ）がある。特に、施設職員が虐待を受けた子どもの理解、すなわち共通する心理や性化行動について共有することを重要視している。</p> <p>http://www.cap-j.net/workshop/chuugakusei.html</p>
<p>社団法人セ ーブ・ザ・ チルドレ ン・ジャパ ン(SCJ)</p>	<p>子どもの権利の実現を目指し、世界120カ国以上で活動する国際NGO。教育、保健、および子どもの保護に関する活動を得意とし、モンゴル、フィリピン、タイなどでもストリート・チルドレンや孤児に対する支援実績を有す。シェルターなどの施設運営や識字・ライフスキル教育、職業訓練、カウンセリング、地域や保護者への啓蒙、家族再統合、少年司法改善、政策提言など、様々なアプローチにてストリート・チルドレン支援を行ってきた。また、国際ネットワークにより、エジプト政府にNGO登録している米国、英国のセーブ・ザ・チルドレンとの連携やリソース活用が可能。エジプトで子どもの保護を推進するEgyptian Child Protection Networkにも所属するとともに、NCCMのStreet Children Coordination Committeeの主要メンバーであり、ストリート・チルドレンに関する戦略書や子ども法制定の際にも専門的な立場から助言を行った。</p> <p>http://www.savechildren.or.jp/</p>